

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月26日
【事業年度】	第13期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
【会社名】	株式会社マツモトキヨシホールディングス
【英訳名】	Matsumotokiyoshi Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松本 清雄
【本店の所在の場所】	千葉県松戸市新松戸東9番地1
【電話番号】	047(344)5110
【事務連絡者氏名】	管理本部 財務経理部長 西田 浩
【最寄りの連絡場所】	千葉県松戸市新松戸1丁目483番地
【電話番号】	047(344)5110
【事務連絡者氏名】	管理本部 財務経理部長 西田 浩
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1)連結経営指標等

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (百万円)	536,052	535,133	558,879	575,991	590,593
経常利益 (百万円)	29,805	30,828	36,123	38,978	39,985
親会社株主に帰属する当期 純利益 (百万円)	17,853	20,119	22,755	25,035	26,176
包括利益 (百万円)	17,421	20,606	26,093	24,709	27,169
純資産額 (百万円)	171,640	184,060	204,871	209,269	229,304
総資産額 (百万円)	276,990	285,733	314,178	318,324	351,809
1株当たり純資産額 (円)	1,599.55	1,738.87	1,935.39	2,038.76	2,233.54
1株当たり当期純利益 (円)	166.44	189.08	215.03	239.42	255.04
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	166.35	188.97	214.92	239.33	254.94
自己資本比率 (%)	61.9	64.4	65.2	65.7	65.2
自己資本利益率 (%)	10.8	11.3	11.7	12.1	11.9
株価収益率 (倍)	17.7	14.0	20.9	15.4	15.4
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	31,075	23,722	27,938	21,897	24,764
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,988	7,453	7,741	7,872	48,840
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	6,087	9,824	7,060	22,290	9,089
現金及び現金同等物の期末 残高 (百万円)	32,032	38,477	51,613	43,349	28,363
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (人)	6,262 [8,321]	6,243 [7,937]	6,249 [7,848]	6,431 [8,128]	6,569 [8,097]

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 当社は第10期より「役員向け株式報酬制度」及び「株式付与E S O P信託」を導入しております。第10期以降「1株当たり純資産額」の算定上、当該信託口が保有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

また、「1株当たり当期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

3. 当社は、2017年11月9日開催の取締役会決議により、2018年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第12期の期首から適用しており、第11期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2)提出会社の経営指標等

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
営業収益 (百万円)	365,026	365,732	382,103	393,182	399,109
経常利益 (百万円)	5,465	7,819	13,456	15,178	18,472
当期純利益 (百万円)	5,163	7,546	13,079	14,817	17,889
資本金 (百万円)	22,051	22,051	22,051	22,051	22,051
発行済株式総数 (千株)	54,636	54,636	109,272	109,272	109,272
純資産額 (百万円)	152,336	153,851	164,987	159,171	170,931
総資産額 (百万円)	252,587	246,135	265,057	275,791	306,487
1株当たり純資産額 (円)	1,419.59	1,453.39	1,558.51	1,550.60	1,664.85
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	85.00 (40.00)	95.00 (45.00)	80.00 (50.00)	65.00 (30.00)	70.00 (35.00)
1株当たり当期純利益 (円)	48.14	70.92	123.60	141.70	174.30
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	48.11	70.88	123.53	141.65	174.23
自己資本比率 (%)	60.3	62.5	62.2	57.7	55.8
自己資本利益率 (%)	3.4	4.9	8.2	9.1	10.8
株価収益率 (倍)	61.2	37.2	36.4	26.0	22.6
配当性向 (%)	88.3	67.0	44.5	45.9	40.2
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (人)	291 [61]	323 [58]	404 [57]	426 [60]	498 [62]
株主総利回り (比較指標：配当込みTOPIX) (%)	139.6 (89.2)	127.6 (102.3)	217.1 (118.5)	182.0 (112.5)	196.7 (101.8)
最高株価 (円)	6,640	6,060	4,715 (9,480)	5,710	4,500
最低株価 (円)	4,215	4,410	4,220 (5,390)	3,155	3,080

(注) 1. 営業収益には消費税等は含まれておりません。

2. 当社は第10期より「役員向け株式報酬制度」及び「株式付与E S O P信託」を導入しております。第10期以降「1株当たり純資産額」の算定上、当該信託口が保有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

また、「1株当たり当期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

3. 当社は、2017年11月9日開催の取締役会決議により、2018年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。なお、第11期の1株当たり配当額80.00円については、当該株式分割前の中間配当額50.00円と当該株式分割後の期末配当額30.00円を合計した金額であります。

4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第12期の期首から適用しており、第11期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

5. 株主総利回りについては、2018年1月1日付の当社普通株式1株を2株に分割した影響を考慮して記載しております。

6. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。なお、第11期の株価については株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、株式分割前の最高株価及び最低株価を括弧内に記載しております。

2【沿革】

株式会社マツモトキヨシの創業者である故松本清（現、株式会社マツモトキヨシホールディングス代表取締役会長松本南海雄の実父）は、1932年12月千葉県東葛飾郡小金町（現在の千葉県松戸市小金）において「マツモト薬舗」（個人経営）を開業し、医薬品等の小売を始めました。1954年1月に「有限会社マツモトキヨシ薬店」（代表取締役 故松本寿子、資本金500千円）を設立し法人組織といたしました。

また、当社は2007年10月1日に株式会社マツモトキヨシより株式移転方式にて持株会社として設立いたしました。当社設立以降の沿革は以下のとおりであります。

<沿革>

年月	事項
2007年10月	当社設立 東京証券取引所市場一部に上場
2008年1月	株式会社マツモトキヨシ（現・連結子会社）の子会社管理・支配事業を会社分割により当社が承継
2008年7月	株式会社マツモトキヨシの仕入れ事業を会社分割により当社が承継
2008年7月	株式会社マツモトキヨシの東日本地区（茨城県を除く）の薬粧に係る販売事業を吸収分割により、株式会社エムケイ東日本販売（現・連結子会社）へ承継
2008年9月	首都圏の幅広いエリアを中心に一般用医薬品の専門卸売業を営む株式会社茂木薬品商会の発行済株式総数の53.25%を株式取得により子会社化（2008年10月に同社との株式交換及び同社の第三者割当て増資を経て、同社発行済株式総数の90%を取得）
2009年7月	株式会社健康家族（吸収合併存続会社）と株式会社マックス（吸収合併消滅会社）を吸収合併の方式により合併し、株式会社健康家族の社名を「株式会社マツモトキヨシ甲信越販売」（現・連結子会社）へ変更
2009年12月	鹿児島県を中心とした九州地域において医薬品、化粧品、日用雑貨品等を販売する小売業を営む株式会社ミドリ薬品（現・株式会社マツモトキヨシ九州販売）の発行済株式総数の56.37%を公開買付により子会社化（2010年4月に同社との株式交換を経て、同社発行済株式総数の100%を取得）
2010年1月	長野県において医薬品、化粧品、日用雑貨品等を販売する小売業を営む株式会社中島ファミリー薬局（現・株式会社マツモトキヨシ甲信越販売）の発行済株式総数の100%を株式取得により子会社化
2010年4月	岡山県を中心とした山陽地域において医薬品、化粧品、日用雑貨品等を販売する小売業を営む株式会社ラブドラッグス（現・株式会社マツモトキヨシ中四国販売）の株式を追加取得し、発行済株式総数の90.8%を所有し子会社化
2010年4月	株式会社エムケイ東日本販売の千葉地区の薬粧に係る販売事業を吸収分割により、株式会社マツモトキヨシへ承継
2011年3月	多様化するお客様ニーズや地域環境に対応した品揃え、店舗事業の強化・他社との差異化戦略の推進による更なる事業規模の拡大と顧客主義の徹底を図るため、株式会社キリン堂とプライベートブランド商品の共同開発及び相互供給を行うことに関して合意書を締結
2012年1月	株式会社マツモトキヨシ甲信越販売（吸収合併存続会社）と株式会社中島ファミリー薬局（吸収合併消滅会社）を吸収合併の方式により合併
2012年2月	山梨県において医薬品、化粧品、日用雑貨品等を販売する小売業を営む株式会社イタヤマ・メディコ（現・株式会社マツモトキヨシ甲信越販売）ならびに大阪府において医薬品、化粧品、日用雑貨品等を販売する小売業を営む弘陽薬品株式会社（現・株式会社マツモトキヨシ）の各社の発行済株式総数の100%を株式取得により子会社化
2012年4月	株式会社マツモトキヨシの九州地域の薬粧に係る販売事業を吸収分割により、株式会社ミドリ薬品へ承継し、株式会社ミドリ薬品の社名を「株式会社マツモトキヨシ九州販売」（現・連結子会社）へ変更
2012年4月	株式会社エムケイ東日本販売の社名を「株式会社マツモトキヨシ東日本販売」（現・連結子会社）へ変更
2012年4月	調剤事業の更なる拡大、より高い専門性をもとに医療機関と連携した様々な医療分野への進出を図るため、株式会社マツモトキヨシファーマシーズ（現・連結子会社）を設立
2012年5月	宮城県を中心とした東北地域において医薬品、化粧品、日用雑貨品等を販売する小売業を営む株式会社ダルマ薬局（現・株式会社マツモトキヨシ東日本販売）の発行済株式総数の100%を株式取得により子会社化

年月	事項
2012年10月	株式会社マツモトキヨシの中四国地域の薬粧に係る販売事業を新設分割により、株式会社マツモトキヨシ中四国販売（現・連結子会社）へ承継し、同社の発行済株式総数の100%を株式取得により子会社化。これと同時に株式会社マツモトキヨシ中四国販売が、株式会社ラブドラッグスの発行済株式総数の100%を株式取得
2012年10月	兵庫県の南部地域において医薬品、化粧品、日用雑貨品等を販売する小売業を営むモリスリテール株式会社の発行済株式総数の100%を株式取得により子会社化
2013年2月	愛知県を中心に東海地域において医薬品、化粧品、日用雑貨品等を販売する小売業を営む杉浦薬品株式会社（現：株式会社マツモトキヨシ）の株式を追加取得し、発行済株式総数の98.4%（議決権割合：100%）を所有し子会社化
2013年4月	エアロドミナント戦略に向けた各地域における卸売事業の機動的な対応と経営資源の一元化による経営基盤の強化・効率化を図るため、中間持株会社として株式会社マツモトキヨシホールセール（現・連結子会社）を設立
2013年11月	「セントラルグループ」の中核企業であるCentral Food Retail Company Ltd.とタイ王国での新たなヘルス&ビューティの事業展開について協議・検討することを目的とした基本合意書を締結
2013年12月	石川県を中心に北陸地方において医薬品、化粧品、日用雑貨品等を販売する小売業を営む株式会社示野薬局（現・連結子会社）の発行済株式総数の100%を株式取得により子会社化
2013年12月	東京都を中心とした首都圏において医薬品、化粧品、日用雑貨品等を販売する小売業を営む株式会社ぱぱす（現・連結子会社）の株式を追加取得し、発行済株式総数の100%を所有により子会社化
2014年3月	モリスリテール株式会社のネット通販事業を株式会社マツモトキヨシへ吸収分割により承継させるとともに、分割後のモリスリテール株式会社（吸収合併消滅会社）と株式会社マツモトキヨシ中四国販売（吸収合併存続会社）を吸収合併の方式により合併
2014年10月	株式会社茂木薬品商会在が営む一般用医薬品関連商品の卸売事業を、新設分割によりアルフレッサヘルスケア株式会社へ譲渡し、株式会社茂木薬品商会の社名を株式会社マツモトキヨシアセットマネジメントへ変更
2015年8月	Central Food Retail Company Ltd.と当社との間で、タイ王国におけるドラッグストア事業を開発・運営するための合弁会社Central & Matsumotokiyoshi Ltd.を設立
2015年10月	株式会社マツモトキヨシ東日本販売（吸収合併存続会社）と株式会社ダルマ薬局（吸収合併消滅会社）を吸収合併の方式により合併
2015年10月	株式会社マツモトキヨシ甲信越販売（吸収合併存続会社）と株式会社イタヤマ・メディコ（吸収合併消滅会社）を吸収合併の方式により合併
2015年10月	株式会社マツモトキヨシ中四国販売（吸収合併存続会社）と株式会社ラブドラッグス（吸収合併消滅会社）を吸収合併の方式により合併
2015年10月	伊東秀商事株式会社（吸収合併消滅会社）と株式会社PALTAC（吸収合併存続会社）を吸収合併の方式により合併
2016年10月	株式会社マツモトキヨシ（吸収合併存続会社）と杉浦薬品株式会社（吸収合併消滅会社）を吸収合併の方式により合併
2016年10月	株式会社トウブドラッグ（吸収分割会社）のドラッグストア事業を株式会社マツモトキヨシ（吸収分割承継会社）へ吸収分割により承継、分割後の株式会社トウブドラッグ（吸収合併消滅会社）と株式会社マツモトキヨシファーマシーズ（吸収合併存続会社）を吸収合併の方式により合併
2017年4月	株式会社マツモトキヨシ（吸収合併存続会社）と弘陽薬品株式会社（吸収合併消滅会社）を吸収合併の方式により合併
2017年10月	臺隆工業股份有限公司と当社との間で、台湾におけるドラッグストア事業展開を目的とした基本合意書を締結
2018年1月	臺隆工業股份有限公司と当社との間で、台湾におけるドラッグストアを開発・運営するための合弁会社台湾松本清股份有限公司を発足
2019年7月	中華人民共和国香港特別行政区におけるドラッグストア事業展開を目的とした現地法人マツモトキヨシ香港株式会社を開設
2019年11月	ロータス・フード・グループ株式会社と当社との間で、ベトナム社会主義共和国におけるドラッグストアを開発・運営するための合弁会社設立に関する合弁事業契約を締結
2019年11月	臺隆工業股份有限公司から合弁会社台湾松本清股份有限公司の株式を取得し、100%子会社化

年月	事項
2020年1月	株式会社ココカラファインと当社との間で、経営統合に関する基本合意書及び経営統合に向けた資本業務提携契約を締結
2020年4月	株式会社マツモトキヨシ甲信越販売（吸収合併存続会社）と株式会社示野薬局（吸収合併消滅会社）を吸収合併の方式により合併

3【事業の内容】

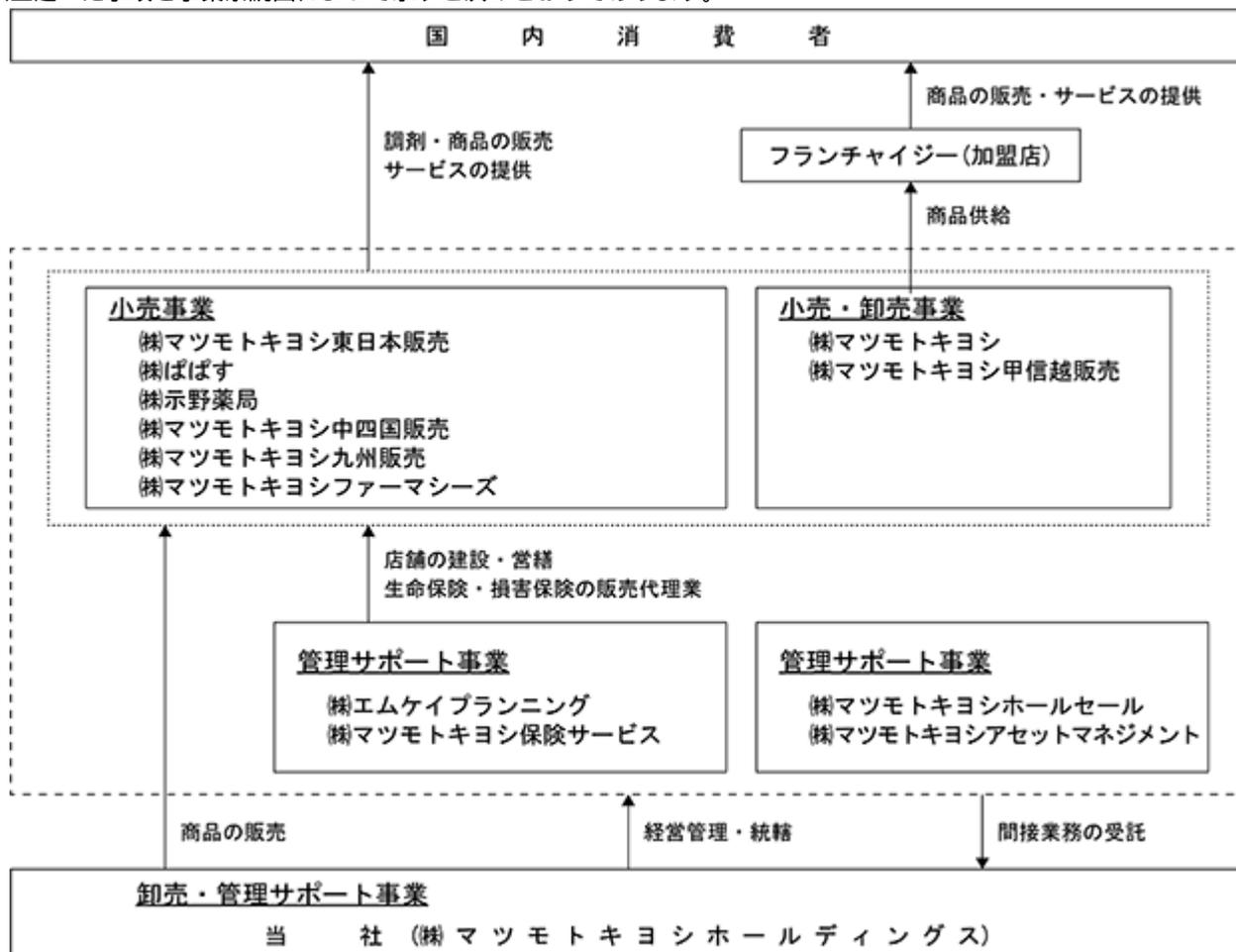
当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社、連結子会社12社、非連結子会社2社及び関連会社2社の計17社により構成されております。ドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営を行う小売事業を核に、卸売事業、管理サポート事業を行っております。

当社グループの事業における当社及び関係会社の位置付け及びセグメントの関連は、次のとおりであります。また、以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

なお、当社は特定上場会社等に該当し、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準のうち、上場会社の規模との対比で定められる数値基準については連結ベースの計数に基づいて判断することとなります。

事業区分	主要な事業内容
小売事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営 ・保険調剤薬局の開局・運営、薬剤師の派遣等
卸売事業	<ul style="list-style-type: none"> ・小売事業を営む当社グループ会社及び業務提携先が取扱う商品の仕入・販売 ・フランチャイズ事業展開及びフランチャイジーへの商品供給
管理サポート事業	<ul style="list-style-type: none"> ・当社グループ会社の経営管理・統轄及び間接業務の受託 ・プライベートブランド商品の企画開発 ・その他、資産の管理・運用、店舗の建設・営繕、生命保険・損害保険の販売代理業

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容			
					役員の 兼任等 (名)	資金援助 (百万円)	営業上の取引	設備の賃貸借
(連結子会社) ㈱マツモトキヨシ (注)2.4.6	千葉県 松戸市	21,086	小売事業 卸売事業	100	5	-	経営管理・統轄 間接業務の受託 商品の販売 資金の貸借	事務所の賃貸借 店舗の賃貸
㈱マツモトキヨシ東日本販売 (注)3.4	宮城県 仙台市 青葉区	100	小売事業	100	-	-	経営管理・統轄 間接業務の受託 商品の販売 資金の貸借	事務所の賃借
㈱ぱぱす (注)4	東京都 墨田区	100	小売事業	100	-	-	経営管理・統轄 間接業務の受託 商品の販売 資金の貸借	事務所の賃借
㈱マツモトキヨシ甲信越販売 (注)4	長野県 長野市	100	小売事業 卸売事業	100	-	850	経営管理・統轄 間接業務の受託 商品の販売 資金の貸借	事務所の賃借
㈱示野薬局 (注)4	石川県 金沢市	100	小売事業	100	-	1,505	経営管理・統轄 間接業務の受託 商品の販売 資金の貸借	事務所の賃借
㈱マツモトキヨシ中四国販売 (注)4	岡山県 岡山市 南区	10	小売事業	100	-	-	経営管理・統轄 間接業務の受託 商品の販売 資金の貸借	事務所の賃借
㈱マツモトキヨシ九州販売 (注)4	福岡県 福岡市 博多区	352	小売事業	100	-	-	経営管理・統轄 間接業務の受託 商品の販売 資金の貸借	事務所の賃借
㈱マツモトキヨシ ファーマシーズ (注)4	千葉県 松戸市	55	小売事業	100	2	-	経営管理・統轄 間接業務の受託 商品の販売 資金の貸借	事務所の賃貸
㈱マツモトキヨシ ホールセール	千葉県 松戸市	100	管理サポート 事業	100	2	-	経営管理・統轄 間接業務の受託 資金の貸借	事務所の賃貸
㈱マツモトキヨシ アセットマネジメント	千葉県 松戸市	80	管理サポート 事業	100	2	37	経営管理・統轄 間接業務の受託 資金の貸借	事務所の賃貸借
㈱エムケイプランニング	千葉県 松戸市	50	管理サポート 事業	100	-	-	経営管理・統轄 間接業務の受託 資金の貸借	事務所の賃貸
㈱マツモトキヨシ保険 サービス	千葉県 柏市	10	管理サポート 事業	100	1	-	経営管理・統轄 間接業務の受託 資金の貸借	-
(持分法適用関連会社) ㈱ココカラファイン (注)5	神奈川県 横浜市 港北区	20,184	小売事業	20	-	-	-	-

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。
2. 特定子会社に該当しております。
3. 当社は同社の建物賃貸借契約及び出店契約等について、連帯保証を行っております。
4. 当社は同社のリース契約について、連帯保証を行っております。
5. 有価証券報告書の提出会社であります。
6. 売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

株式会社マツモトキヨシ

(1) 売上高	389,956百万円
(2) 経常利益	26,906百万円
(3) 当期純利益	18,113百万円
(4) 純資産額	96,772百万円
(5) 総資産額	173,144百万円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)	
小売事業	5,660	(7,993)
卸売事業	63	(3)
管理サポート事業	846	(101)
合計	6,569	(8,097)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員(8時間換算)は年間の平均人員を()に外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
498 (62)	45.3	14.0	7,036,332

セグメントの名称	従業員数(人)	
卸売事業	63	(3)
管理サポート事業	435	(59)
合計	498	(62)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員(8時間換算)は年間の平均人員を()に外数で記載しております。

2. 当社従業員は、主に連結子会社である株式会社マツモトキヨシからの出向者であり、平均勤続年数の算定にあたっては当該会社の勤続年数を通算しております。

3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

4. 従業員数が前事業年度末と比べて72名増加しておりますが、その主な理由は機構改革に伴い、連結子会社より管理部門等の出向者が増加したことによります。

(3) 労働組合の状況

当社は主要な子会社である株式会社マツモトキヨシに「マツモトキヨシ労働組合」(上部団体 U Aゼンセン)が組織されております。

なお、労使関係は円満に推移しており、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「1st for you.あなたにとっての、いちばんへ。」をグループ経営理念としております。また、この理念に基づき、以下を経営の基本方針としております。

- ・当社は、当社グループに関わるすべての人が、いつまでも美しく、健康で心豊かな生活を送れるよう奉仕してまいります。
- ・当社は、これからの高齢化社会を支えるため、セルフメディケーションを推進し、お客様とその大切な人の健康を守る「かかりつけ薬局」として貢献していきたくと考えております。
- ・当社は、美と健康の分野で、常に新しい価値の創造とまごころを込めたサービスを提供することにより、“美と健康の分野になくてはならない企業グループ”を目指してまいります。
- ・当社は、美と健康を通じて、すべてのステークホルダーから信頼され支持される企業グループを目指し、そのための努力を惜しまず、常に挑戦し、成長し続けてまいります。

(2) 目標とする経営指標

当社グループは、“美と健康の分野においてなくてはならない企業グループ”となり、更に、将来的に“美と健康の分野でアジアNo.1”となることを目指しております。

その過程における新たな経営目標として「2024年3月期 グループ売上高 1兆2,000億円、営業利益率 6.5%以上、ROE 10%以上」を設定しております。

(3) 経営環境

市場環境

わが国経済は各種の景気指標においては改善の兆しが見られていたものの、新型コロナウイルスの世界的拡大により個人消費の深刻な落ち込みや東京オリンピック開催の延期など、経済活動に大きな影響を及ぼしております。

また、都市部を中心とした不要不急の外出自粛が求められている中、新型コロナウイルスの収束時期やその影響範囲が依然として不透明な状況であり、消費環境は厳しい状況で推移しております。

競合他社の状況

ドラッグストア業界においては、業種・業態を超えた競合企業の新規出店、商圏拡大に向けた新たなエリアへの侵攻、M & Aによる規模拡大、同質化する異業種との競争、それらが要因となる狭小商圏化など厳しい状況が継続しております。

顧客動向

少子高齢化や都市部への人口流入など社会構造が変化を続ける環境の中で、当社はお客さまのライフスタイルの変化や嗜好・ニーズを的確に捉えてまいりました。例えば厚生労働省がすすめる「健康サポート薬局」の認可と地域医療連携を進めることで、高齢者を含めたすべての人の健康をサポートしております。他方で池袋Part 2店などの都市型への新業態店舗展開により、若い世代や女性を中心としたお客様に多くご利用いただいております。

また近年増加を続ける訪日外国人旅行者についても当社ではそのブランド力や知名度からアジアを中心とした多くのお客様にご利用いただいております。本国へ帰国後も越境ECを活用頂いております。

法改正

2019年10月より消費税法が改正により基本税率の引き上げと軽減税率が導入され、その駆け込み需要と反動減の影響を一定程度受けましたが、PB商品の展開強化や各種販売施策などを継続して実施することで、その影響の最小化に努めております。

また、2020年4月の調剤報酬及び薬価の改正により一定程度の影響を受ける可能性もありますが、引き続き健康サポート薬局化の推進や技術料の向上を進めることで、調剤事業の拡大を目指してまいります。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループは、“美と健康の分野においてなくてはならない企業グループ”となり、更に、将来的に“美と健康の分野でアジアNo.1”となることを目指して、3つの重点戦略「デジタル化の更なる高度化」、「グローバル化の更なる進展」、「専門領域での事業規模拡大」を設定し、取り組んでまいります。

当社グループの対処すべき課題は、次のとおりであります。

デジタル化の更なる高度化

当社グループは、急速に進化するITを活用することで、お客様の生活スタイルの変化や嗜好・ニーズを的確にとらえ、一人ひとりのお客様との距離を縮め、深く繋がれるようデジタルマーケティング基盤を中心に強化しております。その結果、6,950万を超えるお客様との接点を活用した高い分析力により、当社にしかない商品の開発やメーカー様向けブランドマーケティング支援などの新しい収益の柱を創出に努めており、当社が培ってきた技術やノウハウの更なる高度化を推進することで収益拡大に繋げ、企業価値の向上に努めてまいります。

グローバル化の更なる進展

当社グループは、海外SNSを活用したクーポン配信やキャッシュレス決済対応などをはじめ、アジアを中心とした海外店舗展開やグローバル会員獲得に向けた仕組みづくり、海外で支持される商品の開発、提供などに積極的に取り組むことで蓄積されたノウハウを最大限に活用し、美と健康への意識が高まっているアジア地域における事業基盤を早期に確立することを目指してまいります。

専門領域での事業規模拡大

当社グループは、競争がますます激しくなる環境の中において、M&A、フランチャイズ事業や当社独自の仕組みと強みを活用した業務提携などを強化していくとともに、三大都市圏におけるエリアドミナント化推進や次世代ヘルスケア・調剤事業の拡大を基軸として、次なる成長ドライバーの早期確立を進めてまいります。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況等に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクには以下のようなものがあります。

ただし、文中の将来に関する記載は当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、また、以下の記載は必ずしもすべてのリスクを網羅したものではなく、記載されたリスク以外のリスクも存在します。

なお、各リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクが顕在化した場合に当社グループの経営成績等の状況に与える影響については合理的に予見することが困難であるため記載していませんが、当社グループはこれらのリスクに対する管理体制を「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載のとおり整備し、リスクマネジメント活動を行っています。

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響について

新型コロナウイルス感染症（COVID - 19）拡大による影響により企業活動や消費活動に影響を受け、先行き不透明な状況が生じております。当社グループにおいても2020年4月～5月累計期間における昨年対比の売上高は10%程度減の影響を受けており、今後も当社が事業を展開している地域や当社店舗において感染者が発生し営業継続に支障をきたした場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社では新型コロナウイルス感染症（COVID - 19）の影響は2021年3月期の上期まで継続することを想定しておりますが、収束時期によって変動する可能性があります。

(2) 事業環境に関するリスク

競合状況の発生、競争の激化について

当社グループは、同業のドラッグストアに加えて、スーパー、コンビニエンスストア、ディスカウントストア等の小売業や、ネット通販等の店舗を持たないeコマース企業とも競合しています。これらの企業との競争が激化することにより当社グループの事業計画や業績に影響を及ぼす可能性があります。当社グループでは、これらの企業との競争のために、各種販売促進対策、PB（プライベートブランド）商品を含む商品・サービスの品揃えの強化や品質の向上、多様な店舗フォーマットやオムニチャネルの展開等を実施しています。

インバウンド需要について

当社グループの店舗は多くの外国人観光客にご利用いただいておりますが、これらの国における政治・経済情勢や自然災害・伝染病等の発生によって、日本への渡航規制や訪日外国人の減少が起きた場合には、インバウンド需要が減少して当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

法的規制について

i) 出店に関する規制等について

当社グループは、1,000㎡超の店舗の新規出店及び既存店の増床について、「大規模小売店舗立地法」による規制を受け、都道府県知事（政令指定都市においては市長）への届出が義務付けられています。また、「大規模小売店舗立地法」の規制に準じて、地方自治体との調整が必要になる場合があります。このため、新規出店及び既存店舗の増床等において、出店地域によっては出店政策に影響を及ぼす可能性があります。

ii) 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（以下「医薬品医療機器等法」）による規制について

医薬品医療機器等法上、医薬品、医療機器等を販売するためには、薬局開設許可、店舗販売業許可、高度管理医療機器等販売業許可など、各都道府県知事の許可等が必要とされています。また、医薬品の販売方法（要指導医薬品及び第1類医薬品については薬剤師のみが、第2類医薬品及び第3類医薬品については薬剤師または医薬品登録販売者が、販売しなければならない）・陳列方法（医薬品の分類ごとに陳列しなければならないこととされ、かつ、要指導医薬品、第1類医薬品及び指定第2類医薬品については陳列場所が指定）や、医薬品販売時の情報提供及び販売記録の作成・保存等についても医薬品医療機器等法上、規制されています。

医薬品等の販売や陳列等については医薬品医療機器等法により広く規制されていることから、医薬品医療機器等法が改正された場合には、店舗の営業等に影響を及ぼす可能性があります。

薬剤師等の確保について

医薬品医療機器等法上、薬剤師が薬局を、薬剤師または医薬品登録販売者が店舗販売業の店舗を、実地に管理しなければならないとされ、また、医薬品の販売は薬剤師または医薬品登録販売者が行わなければならないこととされています。更に、「薬剤師法」では、調剤業務は薬剤師が行わなければならないとされています。このため、店舗展開においては薬剤師及び医薬品登録販売者を確保することが重要となり、十分に確保できない場合には当社グループの事業計画や業績に影響を及ぼす可能性があります。当社グループでは、雇用条件や職場環境の改善等を行うとともに、積極的な採用活動を通じて安定した人材確保に努めています。

人材の確保と育成について

代表取締役を始めとする取締役及び従業員は、当社グループ経営に重要な役割を果たしています。取締役等の経営幹部が業務執行をできない事態が生じた場合、当社グループの事業計画や業績に影響を及ぼす可能性があります。従業員については、事業拡大に応じた人材の確保、教育、育成を行っていますが、他社からの引き抜き等により人材確保が十分にできなかった場合には、当社グループの事業計画や業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、優れた人材を確保することによる採用コスト・人件費の増加や、従業員の育成において継続的に研修コストの増加が生じた場合には、当社グループの業績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

薬価基準及び調剤報酬の改定について

調剤売上高は、薬剤収入と調剤技術に係る収入で構成されておりますが、薬価基準及び調剤報酬は法令により定められています。現在、国民医療費の抑制策として調剤報酬及び薬価基準の改定が実施されていますが、改定の内容によっては当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 事業運営に関するリスク

医薬品の販売について

当社グループの店舗のうち、調剤専門薬局及び調剤併設店舗においては、調剤監査システム等の導入により、万全の管理体制の下、調剤過誤の発生の防止に細心の注意を払っています。また、要指導医薬品及び一般用医薬品についても、販売時における適正な情報収集と情報提供を行い、過誤の発生防止に努めています。

しかしながら、調剤薬の不具合や調剤過誤等により、将来、訴訟を提起されるようなことがあった場合には、経済的損失を被るだけでなく、当社グループの社会的信用を損なう等の理由により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

P B商品について

当社は、P B商品の開発・販売を行っています。開発にあたっては消費者ニーズの分析や販売動向の予測を行い、新商品の開発や商品力の強化を進めています。また、関係法令を遵守し、取引先を含めた品質管理の徹底、外装やパッケージ等の表示・表現等の適正化を図っています。しかしながら、当社P B商品に起因する事故等が発生した場合や、P B商品が消費者ニーズに合致しなくなった場合には、当社に対する信頼の低下、売上高の低迷等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

店舗展開について

出店候補地については、同業のドラッグストアだけではなく、他の小売店や飲食店等との競合が発生して、思うように確保できない場合があります。また、出店交渉の進捗状況、賃貸人側の事情、「大規模小売店舗立地法」の許可の進捗等により着工が遅れる場合もあります。このような場合には、出店計画が予定どおりに進まなかったり、変更となることにより、当社グループの事業計画や業績に影響を及ぼす可能性があります。

店舗賃貸借契約においては、敷金や保証金、建設協力金等の預託・貸付を行うことがあり、与信には十分な注意を払っていますが、賃貸人が倒産等の状況に至った場合、敷金・保証金、建設協力金等を回収することができなくなるにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

情報漏洩、システム障害等について

当社グループは、「個人情報の保護に関する法律」に定められている個人情報取扱事業者として個人情報に係る義務の遵守が求められます。当社グループにおいては、膨大な会員情報や調剤に関する情報等の個人情報を保有しているため、内部管理体制の強化を図り、個人情報の管理については細心の注意を払っています。同様に、当社グループは様々な機密情報を保有しており、情報セキュリティ委員会を設け、情報ネットワークやシステムには安全対策を施していますが、外部からの不正アクセスやコンピューターウイルスによる攻撃、従業員その他の関係者の悪意または過失による流出といった事態により、これらの情報が漏洩した場合は、損害賠償請求や社会的信用の低下等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、何らかの理由により情報システムや物流システムに障害が発生した場合には、店舗での営業、その他重要な業務やサービスの停止等を引き起こし、当社グループの事業計画や業績に影響を及ぼす可能性があります。

保有資産の価値の変動について

当社グループは、有価証券等の金融資産を保有しており、その時価の変動によっては評価損が発生する可能性があります。また、店舗を始めとする事業用の資産や企業買収の際に生じるのれん等の様々な有形・無形の資産を保有しており、店舗の収益性の変化等によって、これらの資産の減損処理を行うことが必要となった場合には、当社グループの経営成績及び財務状態に影響を及ぼす可能性があります。

海外事業について

当社グループは、マーケットの拡大が期待できる地域として特にアジア地域に重点を置いて海外事業を展開していますが、これらの地域において、政治・経済情勢、対日感情、労働環境、法的規制等の変化や、労働問題、大規模なデモ活動、テロ行為、自然災害、感染症の流行等が発生した場合、当社グループの事業計画や業績に影響を与える可能性があります。

(4) その他のリスク

自然災害、重大な感染症、気候変動等について

当社グループの事業展開地域において、地震・台風・洪水等の自然災害や重大な感染症が発生した場合や、お取引先や仕入・流通ネットワークに影響を及ぼす何らかの事故等が発生した場合には、当社グループの店舗その他の施設への物理的な被害、販売活動や仕入・流通活動の制限、人的被害、お客様数の減少等が起きることが考えられます。これらの場合に備えて、事業継続への対策を講じていますが、営業時間の短縮や営業の中止等によって当社グループの事業計画や業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、気候等の状況を考慮して販売計画を立てていますが、これらの状況が想定外に変化した場合には、一部の商品の需要が低下する等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

株式会社ココカラファインとの資本業務提携及び経営統合について

当社は、株式会社ココカラファイン（以下「ココカラファイン」）との経営統合に関する基本合意書及び経営統合に向けた資本業務提携に関する契約を2020年1月31日付で締結し、2021年10月1日を目途とする経営統合の協議を加速するとともに、業務提携におけるPB商品の相互供給及びMD（マーチャンダイジング）の展開、NB（ナショナルブランド）商品・調剤の仕入れ一本化及びMDの統合、販売促進・共同購買及び決済契約の共通化、店舗運営の効率改善の各分野での協業、並びに資本提携におけるココカラファインによる当社を割当先とする新株式の発行を行い、両者間の協議を通じた相互協力を開始していくことといたしました。

資本業務提携の実施及び経営統合の検討の結果や、公正取引委員会その他の関係当局の審査等の手続きの進捗によっては、当社グループの事業計画や業績に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

(1) 経営成績

当連結会計年度（2019年4月1日～2020年3月31日）におけるわが国経済は、各種の景気指標においては改善の兆しが見られたものの、貿易摩擦を背景とした世界的な株価の変動、原油価格の動向、為替相場の状況、これら外的要因の影響を受けた企業業績や消費マインドの変化など、先行き不透明感は依然として拭えず消費環境は厳しい状況で推移しました。さらに、2020年1月下旬以降、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大、世界保健機関（WHO）によるパンデミック宣言により、多くの企業活動や消費動向に影響を与え、終息の見えない感染症により経済活動の停滞を不安視する動きが広がっております。

ドラッグストア業界におきましても、業種・業態を越えた競合企業の新規出店、商圏拡大に向けた新たなエリアへの侵攻、M&Aによる規模拡大、同質化する異業種との競争、それらが要因となる狭小商圏化など、我々を取り巻く経営環境は厳しい状況が継続しております。

このような環境の中、当社グループは、前期まで取組んだ中期的な戦略テーマに関しては一定の成果を上げたことから、ローリングした戦略テーマとして「専門性×独自性による美と健康の地域貢献」「既存の枠にとられない新しいビジネスの創造」「企業価値を高めるグループ経営の高度化」の3つを新たに設定し取組むとともに、ヘルス&ビューティー分野で圧倒的なプレゼンスを獲得し、国内ドラッグストアの競争に勝ち残ることを目的に、株式会社ココカラファインと経営統合に向けた基本合意書及び経営統合に向けた資本業務提携契約を締結するなど、将来のグループシェア拡大に向けた取組みも積極的に推進してまいりました。

具体的には、厚生労働省が進める「健康サポート薬局」の認可を受けた34店舗（前期末比10店舗増）において地域医療連携を推進するとともに、一部エリアに限定していた調剤サポートプログラムの契約を全国に拡大し、エリアシェア拡大に向けた主要都市での至近距離出店、インバウンド需要獲得のための新たな立地への展開及び既存店における免税対応店舗の拡大（新店を含め1,095店舗（前期末比166店舗増））を図り、これら店舗から得られた各種データを活用することで立地・環境に合わせた最適な品揃えを実行してまいりました。

プライベートブランド（PB）商品に関しましては、グローバル展開を視野に、新たな視点で開発したスキンケアマスク「matsukiyoフェイシャルマスク高保湿/ハリ・弾力タイプ」を、当社管理栄養士監修のサプリメント新シリーズとして、現代人ならではの悩みにフォーカスした新シリーズ“matsukiyo LAB 機能性表示食品サプリメント”3種を、人気のアスリートラインからは初の「スポーツ向け医療用品」を、新たな独立プライベートブランド「Replica Notes(レプリカノーツ)」を立ち上げ、その第1弾として柔軟剤とファブリックミストを発売し、5年間で約3倍に急増した訪日外国人観光客の皆様のために医薬品パッケージに英語表記を順次対応するとともに、昨年の限定販売で大ヒットしたアルジェランのカラーリップに、新色を加え計3色で定番化を図り、近畿大学と「PB商品共同開発プロジェクト」を立ち上げ産学連携となる新たな取組みを推進するなどPB商品の拡充に努めてまいりました。

また、ナショナルブランドメーカーとの共同企画品としましては、株式会社資生堂と、保湿液ベースの仕上がり透明ファンデーション「インテグレート フラットスキンメーカー N」・「インテグレート ファストスキンメーカー N」を共同企画の数量限定で、株式会社カネボウ化粧品とは、エイジングケアブランド「DEW ジェリーローション マリンフローラルの香り」を数量限定で、ロート製薬株式会社とは、働く女性の“レンズを外したくなるほど疲れた瞳に”コンタクト対応目薬「ロートリセリッチプレミアムコンタクト」を、それぞれ当社グループ専売品として発売しました。

継続した取組みとしましては、KPI（グループの重要業績評価指標）管理による経営の効率化を図り、各事業会社の業績改善を推進するとともに、当社グループの強みとなる顧客接点数（ポイントカード会員/LINEの友だち/公式アプリのダウンロード数/海外のSNSフォロワー数）の獲得に努め、その総数は延べ6,950万超まで拡大しました。

新たな取組みとしましては、2019年6月8日より全国のグループ店舗約1,600店舗（一部店舗を除く）でスマートフォン決済サービス「PayPay」の利用を開始するなどキャッシュレス化を推進し、2019年6月11日からは、国内外のグループ店舗約1,700カ所が『Pokémon GO』の「ポケストップ」や「ジム」としてゲーム内に登場するなど、既存顧客とともに新規顧客獲得に向けた各種サービス、来店機会の拡充にも努めてまいりました。

海外事業としましては、中華人民共和国における越境ECは順調な伸長を続け、タイ王国での「マツモトキヨシ」店舗の展開は進出から4年を迎えたことからスクラップ&ビルドにも取組み31店舗の展開となり、台湾におけるドラッグストア事業に関しましても9号店をオープン、次の展開エリアとして、ベトナム社会主義共和国ではロータス・フード・グループ株式会社と「マツモトキヨシベトナム ジョイント ストック カンパニー」を設立し1号店オープンに向けた準備を進めるとともに、中華人民共和国香港特別行政区への進出予定を公表するなど、インバウンドだけでなく国外においても外国人のお客様需要の獲得を図っております。

新規出店に関しましては、グループとして高知県内1号店となる「帯屋町店」、新宿エリアでのシェア拡大に向け「新宿通り店」「新宿靖国通り店」、福岡市博多エリアでのシェア拡大に向け「博多住吉店」「博多駅筑紫口店」、渋谷エリアでのシェア拡大に向けた「渋谷スペイン坂店」などの至近距離展開を図るとともに、空港における国際線ターミナルFC店となる「成田国際空港第2ターミナル3F店」「成田国際空港第2ターミナルB1F店」、直営店としては「中部国際空港第2ターミナル店」、ホテル内として「APA HOTEL東京ベイ幕張店」のオープンなど、多彩なフォーマットで展開できるノウハウを生かし、グループとして95店舗をオープンしました。

また、既存店舗の活性化を目的として、“進化し続けるマツキヨの都市型店舗”として「池袋Part2店」のリニューアルを始め48店舗の改装を実施するとともに、契約期間満了と不採算を理由に32店舗の閉鎖など収益構造の改革も着実に進めております。その結果、当期末におけるグループ店舗数は1,717店舗となりました。

（タイ王国においてセントラル&マツモトキヨシリミテッドが運営する31店舗及び台湾において台湾松本清股份有限公司（Matsumotokiyoshi (Taiwan) Limited）の運営する9店舗はグループ店舗数の総数に含んでおりません。）

当社グループが注力する社会貢献活動に関しましては、第27回（2019年4月18日（木）実施）及び第28回（2019年10月16日（水）実施）セルフメディケーションフォーラム「美と健康のエキスパートから学ぶ今日から始めるワタシ磨き」を開催し、多くのお客様のご参加をいただくなど、美しく健康であり続けたい方々を応援する取組みも実施してまいりました。

ESG活動に関する社内プロジェクトの成果としまして、化粧品担当者を中心に現場の意見・要望を積極的に取入れ「デザイン性や機能性を、さらに重視した化粧品担当者用の制服へ11年ぶりに刷新」いたしました。今後も当社グループは、女性が働き甲斐を持ち活躍できる企業グループを目指してまいります。

これらの取組みにより、2020年も世界最大のブランディング専門会社 インターブランド社より、グロ - バルに展開される日本発のブランド価値評価ランキング「Best Japan Brands 2020」において81位となり、日本のドラッグストアとしてナンバー1ブランドの評価をいただきました。



さらに、当社の健康経営に関する各種の取組みが評価され、経済産業省「健康経営優良法人 2020（大規模法人部門）」にも認定されました。



以上の結果、売上高5,905億93百万円（前期比2.5%増）、営業利益375億63百万円（同4.3%増）、経常利益399億85百万円（同2.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益261億76百万円（同4.6%増）となり、売上及び各利益とも、過去最高となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

<小売事業>

第1四半期は、期初から天候に恵まれず、低温で推移したことや、昨年は短かった梅雨期間との比較では降雨量が多く、日照時間が減少したことで、春夏物のシーズン商品は大変厳しい状況で推移しました。

また、大型連休となったゴールデンウィークは、国内においては観光や大型施設の利用が増加するとともに、この期間の旅行関係費用が大幅に上昇したことで、当社グループを利用される層の外国人観光客はこの時期の訪日を敬遠し、拡大を続けるインバウンド売上にも一定の影響を受けました。

第2四半期も天候に恵まれず、昨年よりも約1ヶ月長い梅雨の影響を受け、8月初中旬を除くとシーズン商品は厳しい状況で推移しましたが、10月からの消費税増税を控え、その駆け込み需要を獲得するとともに、昨年は自然災害によりマイナスの影響を受けたインバウンド売上は順調に伸長いたしました。

第3四半期は、10月に消費税の増税による駆け込み需要の反動を受けるとともに、大型台風の上陸前後には関東エリアを中心に多くの店舗が休業を余儀なくされ、気温が高かったこともありシーズン商品は厳しい状況で推移しました。一方、11月及び12月に関しても消費税増税による反動減の影響は一定程度受けたものの、PB商品の展開強化、各種の取組みが奏功したインバウンド売上等は順調に拡大しました。

第4四半期は比較的温暖な天候となったことで冬物シーズン商品は厳しい状況で推移し、本年1月末以降、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響により、マスクや除菌関連、日用品や食料品など、郊外型店舗を中心に特需が発生しましたが、一方で、マスクの着用、感染症拡大を防止するための外出自粛等により、化粧品関連商品の需要が大きく低迷しました。また、WHOによるパンデミック宣言により、出入国制限が強化されたことで、インバウンド売上も大きく減少しました。

調剤事業に関しましては、引き続き既存店への調剤併設を含め、高い収益性が見込める物件を優先的に開局するとともに、技術料の獲得、健康サポート薬局として地域医療連携を深めるなどの各種施策により、処方箋応需枚数が増加したことで順調に伸長しております。

このような環境の中、新規出店に加え、改装による既存店の活性化、プライベートブランド商品の構成比拡大、効率的かつ効果的な販促策の実行、KPI管理による経営の効率化等に努めたことで、小売事業の業績は順調に拡大しました。

<卸売事業>

卸売事業は、小売事業同様にシーズン商品は厳しい状況で推移したものの、消費増税を前にした駆け込み需要の獲得、成田国際空港第2ターミナルにオープンした2店舗を含め、フランチャイズにおける新規及び既存契約企業の新規出店、インバウンド需要の獲得、調剤サポートプログラムの契約先企業増加等により順調に拡大しました。

このような営業活動に基づき、小売事業の売上高は5,678億20百万円(前期比2.4%増)、卸売事業194億86百万円(同6.6%増)、管理サポート事業32億86百万円(同4.4%増)となりました。

売上及び仕入の状況は次の通りであります。

事業部門別売上状況

当連結会計年度の売上実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
	金額(百万円)	前期比(%)
小売事業	567,820	102.4
卸売事業	19,486	106.6
管理サポート事業	3,286	104.4
合計	590,593	102.5

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
2. 売上に係る消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

地区別売上状況

当連結会計年度の売上実績を地区ごとに示すと、次のとおりであります。

地区別	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		
	金額(百万円)	前期比(%)	備考
小売事業			
北海道・東北エリア (93店舗)	24,865	101.1	2店増
関東エリア (926店舗)	350,539	103.1	29店増
甲信越エリア (121店舗)	35,003	108.4	4店増
東海・北陸エリア (148店舗)	37,477	103.5	6店増
関西エリア (145店舗)	67,717	94.0	9店増
中国・四国エリア (63店舗)	14,388	105.5	3店増
九州・沖縄エリア (163店舗)	36,669	105.1	5店増
小計 (1,659店舗)	566,662	102.4	58店増
卸売事業	18,946	106.6	
合計 (1,659店舗)	585,609	102.5	58店増

- (注) 1. 地区別売上状況は管理サポート事業を除いております。また、上記の金額には営業収入(テナントからの受取家賃及びフランチャイジーからのロイヤルティ収入等)は含まれておりません。
2. 卸売事業は、フランチャイジーへの商品供給を含めて表示しております。なお、当連結会計年度末におけるフランチャイズ店の店舗数は58店舗であります。
3. 店舗数は2020年3月31日現在であります。
4. 売上に係る消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

商品別売上状況

当連結会計年度の売上実績を商品ごとに示すと、次のとおりであります。

商品別	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
	金額(百万円)	前期比(%)
小売事業		
医薬品	180,028	102.1
化粧品	226,204	99.3
雑貨	107,003	109.5
食品	53,426	103.1
小計	566,662	102.4
卸売事業	18,946	106.6
合計	585,609	102.5

(注) 1. 商品別売上状況は管理サポート事業を除いております。また、上記の金額には営業収入(テナントからの受取家賃及びフランチャイジーからのロイヤルティ収入等)は含まれておりません。

2. 売上に係る消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

主要顧客別売上状況

該当事項はありません。

商品別仕入状況

当連結会計年度の仕入実績を商品ごとに示すと、次のとおりであります。

商品別	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
	金額(百万円)	前期比(%)
小売事業		
医薬品	105,119	99.4
化粧品	158,046	98.5
雑貨	77,851	105.9
食品	45,759	102.3
小計	386,776	100.6
卸売事業	18,874	106.6
合計	405,650	100.9

(注) 1. 商品別仕入状況は管理サポート事業を除いております。

2. 仕入に係る消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(2) 財政状態

(資産)

当連結会計年度末における総資産につきましては、前連結会計年度末に比べて334億84百万円増加して3,518億9百万円となりました。これは主に現金及び預金が149億85百万円減少したものの、投資有価証券が416億53百万円、商品が50億70百万円、未収入金が23億3百万円増加したこと等によるものであります。

(負債)

負債につきましては、134億49百万円増加して1,225億4百万円となりました。これは主に買掛金が66億53百万円減少したものの、長期借入金が184億円増加したこと等によるものであります。

(純資産)

純資産につきましては、200億35百万円増加して2,293億4百万円となりました。これは主に、利益剰余金189億82百万円増加があったこと等によるものであります。

(3) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は283億63百万円となり、前連結会計年度末と比較して149億85百万円減少となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は、247億64百万円（前期は218億97百万円の獲得）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益390億78百万円の計上等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、488億40百万円（前期は78億72百万円の使用）となりました。これは主に、関係会社株式の取得による支出391億73百万円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は、90億89百万円（前期は222億90百万円の使用）となりました。これは主に、借入による収入184億円等によるものであります。

(資本の財源及び資金の流動性)

当社グループの資本の財源及び資金の流動性については、主に営業活動により得られた資金を新規出店に係る設備投資に充当しております。

(4) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

- ・当連結会計年度の財政状態及び経営成績に関する分析・検討内容

「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績」に記載のとおりであります。

- ・経営成績に重要な影響を与える要因

「2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

- ・セグメントごとの財政状態及び経営成績の状況に関する分析・検討内容

「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績」に記載のとおりであります。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

- ・キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容

「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (3) キャッシュ・フロー」に記載のとおりであります。

- ・資本の財源及び資金の流動性

「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (3) キャッシュ・フロー」に記載のとおりであります。

重要な会計方針及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたり、見積りが必要となる事項につきましては、合理的な基準に基づき、会計上の見積りを行っております。詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載しております。

4【経営上の重要な契約等】

当社は2020年1月31日開催の取締役会の決議に基づき、株式会社ココカラファイン（以下「ココカラファイン」といいます。）との経営統合（以下「本経営統合」といいます。）に関する基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）及び経営統合に向けた資本業務提携（以下「本提携」といいます。）に関する契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を同日付で締結いたしました。なお、契約の概要は以下のとおりであります。

1. 契約の目的

本経営統合によりまずは国内で売上高1兆円・3,000店舗を拠点化し、将来的に「美と健康の分野でアジアNo.1」となることを目標として、2020年1月31日付で、本経営統合の実現に向けて本基本合意書を締結いたしました。また、本経営統合の一環として、本経営統合までの時間を有効活用し、早期のシナジー実現による両社の企業価値向上及び両社の戦略や企業文化の融和を図ることで本経営統合直後から効率的かつ競争力のある会社となることを目的として、本経営統合の実施に先立って、本資本業務提携契約の締結及びココカラファインによる当社を割当先とする新株式の発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）を行い、両者間の協議を通じた相互協力を開始していくことといたしました。

2. 相手先会社の名称

商号	株式会社ココカラファイン
所在地	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目17番6号イノテックビル
代表者	代表取締役社長塚本厚志
資本金	1,000百万円
事業内容	ドラッグストア事業及び調剤事業を中核に、介護・在宅調剤・インターネット販売など健康関連サービスの総合的な提供

3. 本経営統合及び本提携の内容

(1) 本経営統合の方式

両社は、両社の株主総会決議による承認及び本経営統合を行うにあたり必要な関係当局の許可の取得を前提として、共同株式移転による持株会社の設立を基本方針としつつ、本経営統合の方式について検討及び協議し、最終契約までに決定してまいります。

(2) 本経営統合の日程

本経営統合にかかる日程に関しては、下記のスケジュールを目途として両社で今後検討及び協議してまいります。但し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律その他関連ガイドラインに基づく公正取引委員会による承認の取得並びにその他の関係当局の審査等の手続きの遅延、又はその他の理由により本経営統合のスケジュールの変更の必要が生じた場合には、別途協議の上、変更する可能性がございます。

2020年1月31日	本基本合意書の締結
2021年2月（予定）	本経営統合に関する最終契約の締結
2021年6月（予定）	両社定時株主総会（本経営統合に係る承認決議）
2021年10月1日（予定）	本経営統合の効力発生

(3) 本提携の内容

(業務提携の内容)

業務提携においては、特にPB商品の相互供給及びMD（マーチャンダイジング）の展開、NB（ナショナルブランド）商品・調剤の仕入れ一本化及びMDの統合、販売促進・共同購買及び決済契約の共通化並びに店舗運営の効率改善の各分野で協業し、シナジーの早期実現を目指してまいります。

(資本提携の内容)

当社は、本第三者割当増資によりココカラファインの普通株5,939,600株（既保有のココカラファインの普通株67,308株と併せて合計6,006,908株（増資後の完全議決権に対する議決権割合20.04%））を1株当たり6,460円（総額38,369,816,000円）で2020年3月31日に取得し、対象会社を当社の持分法適用関連会社といたしております。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度においては、グループ全体での新店及び改装を行い、小売事業を中心とした設備投資は73億76百万円となりました。

また、店舗システム強化による投資を含めた無形資産投資19億70百万円を行いました。

その他、賃貸借契約に係る敷金及び保証金支出額は21億8百万円となり、その結果、卸売事業及び管理サポート事業の投資を含め、当連結会計年度の総設備投資額は、11,455百万円となりました。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2020年3月31日現在

事業所名	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額							従業員数 (人)
			建物及び 構築物 (百万円)	土地		リース資産 (百万円)	有形固定資産 その他 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
				金額 (百万円)	面積 (㎡)					
[本部等]										
本社	管理サポート事業・ 卸売事業	事務所	1,128	2,534	4,471	92	154	3,676	7,586	498 [62]
その他	管理サポート事業	賃貸他	151	1,574	254	-	3	0	1,729	-
合計	-	-	1,279	4,109	4,725	92	158	3,676	9,316	498 [62]

(注) 1. 「有形固定資産その他」は船舶及び工具器具備品であり、建設仮勘定は含まれておりません。

2. 「その他」は無形固定資産、長期前払費用及び敷金保証金であります。

無形固定資産にソフトウェア仮勘定は含まれておりません。

なお、長期前払費用及び敷金保証金につきましては、金融商品に係る会計基準適用前の金額で表示しております。

3. 従業員数の[]内は臨時従業員(8時間換算)の年間の平均人員であり、外数表示であります。

(2) 国内子会社

2020年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額							従業員数 (人)
				建物及び 構築物 (百万円)	土地		リース 資産 (百万円)	有形固定 資産その他 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
					金額 (百万円)	面積 (㎡)					
(株)マツモトキヨシ	各店舗 (関東エリア)	小売事業	店舗	8,534	17,511	20,223	2,665	1,462	19,358	49,532	2,749 [3,668]
	各店舗 (東海・北陸 エリア)	"	"	1,382	-	-	334	189	1,406	3,313	315 [472]
	各店舗 (関西エリア)	"	"	1,678	-	-	493	312	3,715	6,200	464 [648]
	その他 (-)	管理 サポート 事業	-	1,193	12,246	7,551	-	1	539	13,981	-
(株)マツモトキヨシ 東日本販売	各店舗 (北海道・東北 エリア他)	小売事業	店舗	1,765	4,270	8,838	491	317	3,795	10,640	513 [728]
(株)ぱぱす	各店舗 (関東エリア)	小売事業	店舗	1,584	126	982	190	386	3,422	5,710	395 [668]
(株)マツモトキヨシ 甲信越販売	各店舗 (甲信越 エリア)	小売事業	店舗	2,999	618	15,011	523	280	1,810	6,232	345 [652]
(株)示野薬局	各店舗 (東海・北陸 エリア)	小売事業	店舗	474	23	1,021	58	29	591	1,177	145 [151]
(株)マツモトキヨシ 中四国販売	各店舗 (中国・四国 エリア他)	小売事業	店舗	943	0	67	158	95	1,337	2,535	255 [253]
(株)マツモトキヨシ 九州販売	各店舗 (九州・沖縄 エリア他)	小売事業	店舗	2,666	299	4,591	462	365	2,557	6,351	399 [691]
(株)マツモトキヨシ ファーマシーズ	各店舗 (関東 エリア他)	小売事業	店舗	111	-	-	33	11	212	369	80 [62]

(注) 1. 「有形固定資産その他」は車両運搬具及び工具器具備品であり、建設仮勘定は含まれておりません。

2. 「その他」は無形固定資産、長期前払費用及び敷金保証金であります。

無形固定資産にはソフトウェア仮勘定は含まれておらず、敷金保証金には開店前の店舗に係るものは含まれておりません。

なお、長期前払費用及び敷金保証金につきましては、金融商品に係る会計基準適用前の金額で表示しております。

3. 従業員数の[]内は臨時従業員(8時間換算)の年間の平均人員であり、外数表示であります。

4. その他の子会社には主要な設備はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、当連結会計年度末現在における設備計画の主なものは次のとおりであります。

設備名	区分	予算金額 (百万円)	既支払額 (百万円)	今後の 所要額 (百万円)	着工年月	完成予定年月	増加売場 面積 (㎡)
(株式会社マツモトキヨシ)							
【小売事業】							
ドラッグストアCoaskaBaysideStores店 (神奈川県横須賀市)	新設	92	37	54	2020年1月	2020年4月	608
ペリエ西千葉店 (千葉県千葉市中央区)	新設	76	26	49	2020年2月	2020年4月	310
広小路駅南1丁目店 (愛知県名古屋市中村区)	新設	74	9	64	2020年4月	2020年5月	277
ドラッグストア所沢有楽町店 (埼玉県所沢市)	新設	78	19	58	2020年3月	2020年6月	529
LAB蒲田駅東口店 (東京都大田区)	新設	126	20	106	2020年5月	2020年7月	380
ショッピングセンター千城台店 (千葉県千葉市若葉区)	新設	95	-	95	2020年5月	2020年7月	562
船橋駅南口店 (千葉県船橋市)	新設	79	32	46	2020年6月	2020年7月	179
南越谷駅前店 (埼玉県越谷市)	新設	96	25	70	2020年6月	2020年8月	352
ドラッグストアフォルテ本庄店 (埼玉県本庄市)	新設	100	5	95	2020年6月	2020年9月	595
ドラッグストア船橋行田店 (千葉県船橋市)	新設	92	5	87	2020年7月	2020年10月	611
(株式会社マツモトキヨシ東日本販売)							
【小売事業】							
ドラッグストア名取ゆりあげ店 (宮城県名取市)	新設	62	2	59	2020年3月	2020年7月	698
ドラッグストアアルナ駒生店 (栃木県宇都宮市)	新設	80	10	70	2020年3月	2020年7月	586
(株式会社マツモトキヨシ甲信越販売)							
【小売事業】							
ドラッグストア長野栗田店 (長野県長野市)	新設	93	-	93	2020年5月	2020年7月	679
(株式会社マツモトキヨシ九州販売)							
【小売事業】							
ドラッグストアコムボックス佐賀駅前店 (佐賀県佐賀市)	新設	77	8	68	2020年5月	2020年6月	416
ドラッグストア長丘店 (福岡県福岡市南区)	新設	87	15	72	2020年5月	2020年6月	420
合計		1,307	216	1,090			7,202

(注) 1. 今後の所要資金1,090百万円は、自己資金及び借入金等によりまかなう予定であります。

2. 設備内容は、建物、構築物、敷金保証金等で、予算金額には、敷金保証金361百万円を含めております。

3. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	420,000,000
計	420,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2020年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2020年6月26日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	109,272,214	109,272,214	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数100株
計	109,272,214	109,272,214	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

・第1回新株予約権(株式報酬型ストック・オプション)

決議年月日	2010年8月10日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役(社外取締役除く) 6名
新株予約権の数(個)	36
新株予約権の目的となる株式の種類、 内容及び数(株)	普通株式 7,200 (注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	0.5 (注)2、5
新株予約権の行使期間	2010年8月26日～2050年8月25日
新株予約権の行使により株式を発行す る場合の株式の発行価格及び資本組入 額(円)	発行価格 645 資本組入額 (注)3、5
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交 付に関する事項	-

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

・第2回新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）

決議年月日	2011年7月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役（社外取締役除く） 5名
新株予約権の数（個）	40
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 8,000 （注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	0.5 （注）2、5
新株予約権の行使期間	2011年8月3日～2051年8月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 670 資本組入額 （注）3、5
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2020年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

・第3回新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）

決議年月日	2012年7月13日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役（社外取締役除く） 5名
新株予約権の数（個）	41
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 8,200 （注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	0.5 （注）2、5
新株予約権の行使期間	2012年8月2日～2052年8月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 710 資本組入額 （注）3、5
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2020年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

・第4回新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）

決議年月日	2013年7月12日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役（社外取締役除く） 6名
新株予約権の数（個）	34
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 6,800 （注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	0.5 （注）2、5
新株予約権の行使期間	2013年8月8日～2053年8月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,263 資本組入額 （注）3、5
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2020年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

・第5回新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）

決議年月日	2014年7月16日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役（社外取締役除く） 5名
新株予約権の数（個）	32
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 6,400 （注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	0.5 （注）2、5
新株予約権の行使期間	2014年8月8日～2054年8月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,332.5 資本組入額 （注）3、5
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2020年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

・第6回新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）

決議年月日	2015年7月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役（社外取締役除く） 5名
新株予約権の数（個）	20
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 4,000 （注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	0.5 （注）2、5
新株予約権の行使期間	2015年8月8日～2055年8月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,576.5 資本組入額 （注）3、5
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2020年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

（注）1．当社が普通株式の株式分割または株式併合を行うときは、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、またはその他上記の目的たる株式の数の調整を必要とする場合には、それぞれの条件等を勧案のうえ、合理的な範囲内で目的たる株式の数を調整するものとする。

2．新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金額を0.5円とし、これに付与株式数を乗じて得られる額とする。

3．資本組入額

（1）新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

（2）新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記（1）の資本金等増加限度額から上記（1）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4．新株予約権の行使の条件は以下のとおりとする。

（1）新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から1年間に限り新株予約権を行使することができるものとする。

（2）新株予約権者は、次のいずれかに該当する事由が生じた場合、新株予約権を行使することができない。
新株予約権者が、在任中に禁錮以上の刑に処せられた場合

新株予約権者またはその法定相続人が、新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

（3）新株予約権者が死亡した場合、相続人（1名に限る）は、新株予約権を承継し、行使することができるものとする。ただし、権利行使期間を超えて当該権利を保有し、権利行使することはできないものとする。

（4）各新株予約権の一部行使はできないものとする。

（5）その他の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとする。

5．2017年11月9日開催の当社取締役会の決議に基づき、2018年1月1日付をもって普通株式1株を2株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減額 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2018年1月1日 (注)	54,636,107	109,272,214	-	22,051	-	22,832

(注) 2017年11月9日開催の取締役会決議に基づき、2018年1月1日付で当社普通株式1株を2株に分割しております。これにより株式数は54,636,107株増加し、発行済株式総数は109,272,214株となっております。

(5) 【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他 の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	66	27	211	371	25	21,312	22,012	-
所有株式数 (単元)	-	273,206	12,185	156,145	398,659	38	252,214	1,092,447	27,514
所有株式数の 割合(%)	-	25.00	1.12	14.29	36.49	0.00	23.10	100.0	-

(注) 1. 自己株式6,499,342株は、「個人その他」に64,993単元及び「単元未満株式の状況」に42株含めて記載しております。

2. 「その他法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が23単元含まれております。

(6)【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口、信託口1、信託口2、信託口4、信託口5、信託口6、信託口7、信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8-11	10,687.1	10.40
松本 南海雄	千葉県松戸市	7,231.2	7.04
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	5,218.6	5.08
株式会社千葉銀行	千葉県千葉市中央区千葉港1-2	4,515.6	4.39
JP MORGAN CHASE BANK 385632 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15-1)	2,824.6	2.75
エーザイ株式会社	東京都文京区小石川4丁目6番10号	2,815.0	2.74
松本 貴志	東京都港区	2,518.0	2.45
松本 清雄	千葉県松戸市	2,516.2	2.45
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10286, U.S.A. (東京都港区港南2丁目15-1)	2,119.3	2.06
みずほ信託銀行株式会社(信託口) 有価証券管理信託0700084	東京都中央区八重洲1丁目2番1号	2,100.0	2.04
計	-	42,545.8	41.40

(注) 1. 上記のほか、自己株式が6,499.3千株あります。

2. 松本南海雄については、株式会社南海公産(松本南海雄の所有割合62.76%)の所有株式数4,287.1千株を合算して記載いたしました。

3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口、信託口1、信託口2、信託口4、信託口5、信託口6、信託口7、信託口9)の所有株式の内訳は、信託口が3,461.8千株、信託口1が850.3千株、信託口2が771.0千株、信託口4が512.5千株、信託口5が1,657.2千株、信託口6が666.8千株、信託口7が786.9千株、信託口9が1,980.6千株であります。

4. 2018年11月14日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、松本 鉄男氏が2018年11月9日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末における実質所有株式数が確認できないため、上記大株主の状況に含めておりません。

なお、当該大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
松本 鉄男	千葉県松戸市	4,811.3	4.40

5. 2020年2月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、テンブルトン・インベストメント・カウンセル・エルエルシー及びその共同保有者であるテンブルトン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド、フランクリン・テンブルトン・インベストメンツ・コープ、テンブルトン・アセット・マネジメント・リミテッドが2020年2月14日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末における実質所有株式数が確認できないため、上記大株主の状況に含めておりません。

なお、当該大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
テンブルトン・インベストメント・カウンセル・エルエルシー	アメリカ合衆国 33301、フロリダ州、フォート・ローダデイル、セカンドストリート、サウスイースト300	4,497.9	4.12
テンブルトン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド	パハマ連邦、ナッソー、ライフオード・ケイ、BOX N-7759	1,765.3	1.62
フランクリン・テンブルトン・インベストメンツ・コープ	カナダ M2N 0A7、オンタリオ州、トロント、スイート1200、ヤング・ストリート5000	782.4	0.72
テンブルトン・アセット・マネジメント・リミテッド	シンガポール共和国 038987、サンテック・タワー・ワン#38-03、テマセク・ブルヴァール7	1,212.3	1.11

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 6,499,300	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 102,745,400	1,027,454	-
単元未満株式	普通株式 27,514	-	-
発行済株式総数	109,272,214	-	-
総株主の議決権	-	1,027,454	-

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,300株含まれております。なお、「議決権の数」欄には同機構名義の完全議決権株式にかかる議決権の数23個が含まれております。
2. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、役員報酬BIP信託にかかる信託口が所有する当社株式28,400株(議決権284個)及び株式付与ESOP信託にかかる信託口が所有する当社株式99,300株(議決権993個)が含まれております。
3. 「単元未満株式」の欄には、自己株式が42株、役員報酬BIP信託にかかる信託口が所有する当社株式20株及び株式付与ESOP信託にかかる信託口が所有する当社株式34株が含まれております。

【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社マツモトキヨシ ホールディングス	千葉県松戸市 新松戸東9番地1	6,499,300	-	6,499,300	5.95
計	-	6,499,300	-	6,499,300	5.95

(注) 役員報酬BIP信託口及び株式付与ESOP信託口が所有する当社株式は上記自己株式に含まれておりません。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

当社は、2019年5月10日の取締役会において、当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」という。）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入に関する議案を2019年6月27日開催の第12回定時株主総会に付議することを決議し、同株主総会において承認可決されました。

当社は対象取締役に、中長期的なインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的として、本制度を導入することといたしました。

イ. 制度の概要

当社は、対象取締役に對して、譲渡制限付株式付与のための報酬として金銭債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものであります。

ロ. 対象取締役に取得させる予定の株式の総額及び総数

年85百万円以内

年30,000株以内

ハ. 本制度における受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

対象取締役のうち受益者要件を充足する者

当社は、2016年8月10日開催の取締役会において、当社及び当社のグループ会社の社員（以下「社員」という。）に対するインセンティブプランとして、株式交付制度（以下「本制度」という。）の導入を決議いたしました。

当社及び当社のグループ会社は、一定の受益者要件を満たす社員を対象に、これまで以上に当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、本制度を導入することといたしました。

イ. 株式交付制度の概要

本制度は、株式付与 E S O P (Employee Stock Ownership Plan) 信託（以下「E S O P 信託」という。）と称される仕組みを採用します。E S O P 信託とは、米国の E S O P 制度を参考にした従業員向けインセンティブプランであり、社員の役職や会社業績等に応じて、E S O P 信託が取得した当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を原則として退職時に交付及び給付するものであります。

ロ. 対象社員に取得させる予定の株式の総数

123,600株（上限）

ハ. 本制度における受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

社員のうち受益者要件を充足する者

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	34	124,780
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(新株予約権の行使によるもの)	-	-	-	-
その他(単元未満株式の買増請求による売渡)	-	-	-	-
その他(譲渡制限付株式報酬による自己株式の処分)	8,200	27,757,000	-	-
保有自己株式数	6,499,342	-	6,499,342	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び買増請求による売渡の株式数は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要項目の一つと位置付けております。そのため、当社では経営基盤の強化と収益力向上に努めることで、安定的かつ継続的に配当していくことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回行うことを基本方針としております。これら剰余金の配当の決定機関は、中間配当については取締役会、期末配当については株主総会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、上記方針に基づき、前事業年度から5円増配の1株当たり70円（うち中間配当金35円）としております。この結果、当事業年度の連結配当性向は27.4%となりました。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、インフラ整備・サービス拡充を含む既存事業の拡大や新規事業の開発並びにM & A戦略等、当社の成長につながる投資へ有効的に活用してまいりたいと考えております。

なお、当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
2019年11月13日 取締役会決議	3,597	35
2020年6月26日 定時株主総会決議	3,597	35

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方として、当社グループは、「1st for you. あなたにとっての、いちばんへ。」をグループ経営理念としております。当社グループは、この理念に基づき、お客様とその大切な人の健康を守る「いちばんのかかりつけ薬局」として、日本中どこにいても安心して「マツモトキヨシ」らしいサービスが受けられるように取り組んでおります。また、お客様だけでなく、株主様、従業員、お取引先様など、すべてのステークホルダーの皆様と長期的な信頼関係を構築し、“美と健康の分野になくてはならない企業”として社会に必要とされる企業グループであり続けるために、その基盤となるコーポレート・ガバナンスを充実させることを目的とします。

企業統治の体制

イ．企業統治の体制の概要

当社は監査役制度採用会社であり、会社の機関としては株主総会、取締役会及び監査役会を設置しております。

取締役会は、取締役10名（うち社外取締役4名）で構成されており、法令、定款及び社内規程に定める取締役会決議事項の決定及び職務執行状況の監督等をしております。取締役会は、原則毎月1回開催し、必要に応じて臨時に開催しております。当期において取締役会は、臨時取締役会を含めて14回開催されており、平均出席率は取締役95.9%、監査役97.6%となっております。

また、当社は、執行役員制度を導入し、企業経営における業務執行機能と業務監督機能を分離し、取締役と執行役員の機能及び責任を明確にすることにより、ガバナンス機能を強化しております。

なお、取締役の使命と責任をより明確にするため、取締役の任期については1年としております。

監査役会は、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成されており、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針、監査計画に従い、取締役の職務執行全般にわたって監査を行っており、月1回適宜開催される監査役会において、監査実施内容の共有化等を図っております。

取締役会

・目的及び権限

取締役会は、企業価値の創造とそれによる株主価値の向上に責任を負います。取締役会は、次の事項に関する決定、モニタリングを行ない、短期・中期・長期の各経営計画の達成に向けた経営を監督し、企業価値の創造とそれによる株主価値の向上に努めます。

- (1) 株主総会に関する事項
- (2) 取締役及び監査役に関する事項
- (3) 決算・税務・外部監査に関する重要事項
- (4) 事業運営に関する重要事項
- (5) 株式及び社債に関する事項
- (6) 組織に関する事項
- (7) 関係会社に関する事項
- (8) 重要な資産に関する事項
- (9) 人事に関する事項
- (10) 経理・財務に関する事項
- (11) 総務・法務に関する事項
- (12) システム全般に関する事項
- (13) 内部統制に関する事項
- (14) その他利害関係者の利害に重大な影響を及ぼす事項

・構成員の氏名

議長	代表取締役社長	松本	清雄
	代表取締役会長	松本	南海雄
	専務取締役	松本	貴志
	常務取締役	大田	貴雄
	取締役	小部	真吾
	取締役	石橋	昭男
	取締役	松下	功夫（社外取締役）
	取締役	大村	宏夫（社外取締役）
	取締役	木村	恵司（社外取締役）
	取締役	沖山	奉子（社外取締役）

監査役会

・目的及び権限

監査役会は、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議又は決議を行いません。ただし監査役の権限の行使を妨げることはできないものとします。

- (1) 監査報告の作成
- (2) 常勤の監査役の選定及び解職
- (3) 監査の方針、業務及び財産の状況の調査の方法、その他の監査役の職務の執行に関する事項の決定

・構成員の氏名

議長	常勤監査役	本多 寿男
	監査役	小池 徳子（社外監査役）
	監査役	渡辺 昇一（社外監査役）

コンプライアンス・リスク委員会

・目的及び権限

当社の企業活動における法令等の遵守と高い倫理観の確保及び当社のリスク管理体制の推進により、社会的責任を果たすことを目的とします。

<コンプライアンスに関する所管事項>

- (1) コンプライアンスに関する法令・規則・規程・ガイドライン等の審議
- (2) コンプライアンス違反が生じた場合の通報の窓口及び通報された事項に関する事実調査
- (3) 内部通報制度の運用管理及び当該運用規程の改定審議
- (4) コンプライアンス違反が発生した場合の調査チームの設置・関連部門への調査協力の指示・調査報告の受理
- (5) コンプライアンス違反に関する是正措置・再発防止策の決定及び取締役会への報告
- (6) コンプライアンス違反に係る懲戒処分についての賞罰委員会への提案
- (7) コンプライアンス違反に対する嚴重注意処分の決定
- (8) コンプライアンスに関する教育研修計画の決定
- (9) 前各号の他、コンプライアンス上の課題の審議決定及び取締役会への報告

<リスク管理に関する所管事項>

- (1) 優先対応すべきリスクの分析
- (2) 前号リスクの対処方針、施策の大綱等の決定
- (3) 各部門及び当社グループ各社へのリスク対処方針の指導
- (4) 各部門及び当社グループ各社のリスク対応策提案の承認
- (5) リスク管理に関する社内規程等の管理
- (6) 前各号に関連付帯する事項

・構成員の氏名

委員長 代表取締役社長 松本 清雄
他、委員長が指名する取締役、常勤監査役、内部統制統括室長、総務部長、人事部長、財務経理部長及び法務部長、その他委員長が指名する者25名となります。

ロ．企業統治の体制を採用する理由

当社は、取締役会での的確な意思決定、取締役の業務執行の監督を適正に実行するために、社外取締役4名、社外監査役2名を選任しております。当該役員が連携を図り、様々な視点からの意見を取締役会へ入れることにより、コーポレート・ガバナンスの充実を図り、その有効性をより高める体制としております。

ハ．内部統制システムの整備の状況

当社は、業務の有効性及び効率性、財務諸表の信頼性の確保、法令等の遵守並びに資産の保全を目的として、会社法及び会社法施行規則の規定に従い、次のとおり「内部統制システム整備に関する基本方針」を定めています。

この基本方針は、当社及びグループ会社（当社の子会社をいいます。以下同じ。）のすべての役員（取締役及び監査役をいいます。以下同じ）及び従業員に適用されるものとしします。

当社及びグループ会社を総じて「グループ全社」といいます。

- a. グループ全社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 当社は、コンプライアンス遵守をグループ経営理念実現のための基盤構築の一つとして掲げ、コンプライアンス規程その他の社内規程を整備して、コンプライアンス重視のための基本方針、行動規範、推進体制等を明らかにし、取締役自ら率先してこれを遵守するとともに、グループ全社の役員及び従業員への周知徹底を図り、コンプライアンス重視の企業風土を醸成します。
 - ・ 当社は、グループ全社のコンプライアンスを含めた内部統制を推進するための組織として、内部統制統括室、コンプライアンス・リスク委員会を設置するものとしします。
 - ・ コンプライアンス・リスク委員会は、特に、コンプライアンスへの取組み状況等を定期的に当社の取締役会へ報告します。
 - ・ 当社は、社外取締役及び社外監査役を選任することにより、取締役会における取締役の職務執行に対する監視・監督機能を確保します。
 - ・ 当社は、グループ全社の役員及び従業員に対して、コンプライアンス研修を定期的実施するとともに、行動規範を示した「マツモトキヨシグループ行動規範」を配付してコンプライアンスの周知徹底を図ります。
 - ・ 当社は、グループ全社の内部通報制度を整備し、外部機関との提携による専用窓口（ヘルプライン）を設置します。
 - ・ 内部統制統括室は、グループ会社に対しても定期的に内部監査を実施します。
 - ・ 取締役及び従業員の法令やコンプライアンス規程その他の社内規程に違反する行為が発見された場合は、懲罰規定に基づき適正に処分を行います。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 当社は、取締役の職務の執行に係る情報について、グループ文書管理規程及びグループ内部情報管理規程に基づき、適切かつ確実に保存及び管理を行います。
 - ・ 当社は、グループ内部情報管理規程に基づく情報セキュリティ委員会にて、内部の情報管理・運用について、これを適正かつ厳格に行うものとしします。
- c. グループ全社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 当社は、リスク管理規程に基づき、グループ全社のリスク管理体制を整備し、リスク管理・運用体制・整備状況等を監査します。また、内部統制統括室は、コンプライアンス・リスク委員会にて、定期的にグループ全社のリスク管理への取組み状況等を報告します。
 - ・ 当社は、リスクが顕在化し危機が発生した場合に備えて、グループ全社の緊急時対応規程を整備します。
- d. グループ全社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 当社は、グループ会社と協議を行い、グループ全社の中期計画及び年度事業計画を策定し、全社的な目標を設定します。
 - ・ 当社は、重要事項を検討・決議する機関として、株主総会・取締役会・経営会議を設置します。経営会議を活用することで意思決定の迅速化とスピード経営を実現します。また、機動的な協議機関として、プロジェクト・タスクフォース・委員会等を設置し、関係部門・関係者が参加し、喫緊の課題や問題点へ迅速に対応します。
 - ・ 当社は、グループ会社の担当部署と経営戦略・財務戦略・人事戦略等重要事項に関して、機能別会議にて協議を行うものとしします。
 - ・ 当社及びグループ会社は、相互の人事交流を積極的に行い、人的資源の有効活用を図るものとしします。
 - ・ 当社及びグループ会社は、グループ全社の職務の執行が効率的に行われるようIT技術を活用し、システム統合等IT化の推進に努めるものとしします。
- e. 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・ 当社は、関係会社管理規程を作成し、グループ会社を管理する体制を整備します。

・グループ会社は、当社が策定した経営方針・経営計画を周知徹底し、グループ会社の権限と責任を明確にした上で、グループ会社が各事業の特性等を踏まえた自律的な経営を行うものとします。

・当社は、定期的にグループ社長会を開催し、グループ会社から業務執行状況について報告を受け、グループ会社の経営上の重要事項に関して協議を行い、適正な経営管理を行うものとします。

・当社は、グループ会社取締役及び監査役を派遣し、グループ会社の取締役の業務執行を監視します。

派遣された取締役及び監査役は、業務執行について、グループ方針に沿った経営に努めるものとします。

・グループ会社は、取締役会にて重要な決議をする場合、事前に当社の決裁を得るものとします。

・内部統制統括室は、グループ会社と内部監査状況について意見交換を行い、問題点等の情報を共有します。

f. 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、当該使用人を配置し、監査役職務を補助することとします。

g. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前項に基づき配置された使用人の取締役からの独立性を確保するため、その選任、解任、異動等には監査役の同意を要するものとします。また、当該使用人は専任とし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する体制とします。

h. 監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

「f. 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項」に基づき配置された使用人は、業務遂行にあたり、監査役の指揮・命令にのみ従い、監査役の監査に必要な調査を行う権限を有します。

i. 監査役への報告体制

・当社の監査役は、当社の取締役及び従業員から、法令で定められた事項のほか、取締役会・経営会議の付議事項、内部通報制度の通報状況、コンプライアンス・リスク委員会の審議事項その他内部統制の状況等当社の重要事項につき、報告を受けるものとします。

・当社の取締役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合や重大な法令違反となる行為又はそのおそれのある行為が生じた場合は、直ちに当社の監査役会に報告します。

・グループ全社の取締役又は従業員は、当社の監査役から報告を求められた場合には、直ちに書面で報告します。

・グループ全社の取締役又は従業員は、当社の監査役に報告する必要があると判断した場合には、直接又は間接的に、報告することができます。

・当社は、当社の監査役へ報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないようグループ全社の取締役及び従業員に対して周知徹底し、規程等を整備します。

j. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務執行について、必要な費用の前払い等を請求したときは、速やかに当該費用又は債務を処理します。ただし、監査役は監査費用の支出にあたり、その効率性及び適正性に留意しなければなりません。

k. 監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制

・当社の監査役は、取締役会・経営会議・グループ社長会・コンプライアンス・リスク委員会等の重要な会議に出席し、必要に応じて説明及び関係資料の提示を求めることができます。

・当社の監査役は、代表取締役・取締役・会計監査人及び従業員それぞれとの間で、随時情報収集や意見交換をすることができます。

・当社の監査役は、その職務の執行にあたり、弁護士・公認会計士・税理士その他外部専門家との連携を図ることができます。

l. 財務報告の信頼性確保のための体制

グループ全社は、金融商品取引法及び関係法令に基づき、有効な内部統制システムを構築し、これを運用するとともに継続的に評価と改善を行うことで財務報告の適正性及び信頼性を確保します。

m. 反社会的勢力への対処

・グループ全社は、反社会的勢力との関係を完全に遮断し、取引や資金提供等を一切行いません。

・当社は、平素から反社会的勢力の不当要求に備え、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等外部の機関と連携し、緊急時の協力体制を構築します。

・グループ全社は、反社会的勢力からの不当要求があった場合、不当要求には応じず、警察等外部の機関と連携し、組織全体で法律に則した対応をします。

二．リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制の整備状況につきましては、「八c．グループ全社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」に記載のとおりです。

ホ．責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役の損害賠償責任に関して、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その責任限度額は、社外取締役について10百万円又は法令が定める額のいずれか高い額、社外監査役について5百万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

ヘ．特別取締役による取締役会の決議制度の内容

当社は、特別取締役を置き、会社法第362条第4項第1号及び第2号に掲げる重要な財産の処分及び譲受け並びに多額の借財について、特別取締役による取締役会の決議により決定することができる旨定めております。

なお、当社の特別取締役は、代表取締役会長松本南海雄、代表取締役社長松本清雄、専務取締役松本貴志の3名です。

株式会社の支配に関する基本方針について

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

（1）基本方針の内容

当社は、会社の支配に関する基本方針として、当社の経営権の主導に影響する買収として、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」もありますが、これが企業価値及び株主共同の利益に資するものであれば、このような買収行為を一概に否定するものではありません。

また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案に対する判断は、最終的には株主の皆様ご意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、このような買収の中には、明らかに、企業価値及び株主共同の利益をかえりみることなく、もっぱら買収者自らの利潤のみを追求しようとするもの、株主に株式の売却を事実上強要するもの、買付対象会社の株主や取締役会が大規模買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するために十分な情報や時間を提供しないもの等、企業価値及び株主共同の利益に反する結果を与える可能性も否定できません。

このような状況のもと、当社は、買収者に対し、株主の皆様のご判断に必要な事項についての情報提供を求め、それに対する当社取締役会の意見を公表し、それらの情報をもとに株主の皆様が適切に検討できるだけの十分な内容と時間を確保すること、また、買収者との交渉の機会を確保すること、株主の皆様へ代替案を提示すること等により、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保することが当社取締役会に課せられた重要な責務のひとつと認識しております。

以上の理由から、当社の更なる企業価値及び株主共同の利益の向上を図り、その取組みに全経営資源を集中させるためには、大規模買付行為やそれを前提とする買付提案を行う場合に関する一定のルールを定めておく必要があると考えております。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

イ. 企業価値及び株主共同の利益向上に向けた取組み

当社グループは、1932年、松本清が千葉県松戸市に『松本薬舗』を創業して以来、当時薬局が主流だった時代に新たな「ドラッグストア業態」を浸透させ、長年に渡りドラッグストア業界を牽引してまいりました。現在も、当社グループは創業当時から受け継がれてきた『チャレンジ精神』を強みとして生かし、着実に事業成長を続けております。

当社グループの企業価値の源泉は、

- () 都心を中心とした好立地への多店舗展開と高い知名度・ブランド力
- () 保有する顧客データと多様な顧客接点を融合させたCRM情報基盤
- () 出店・販促・商品開発等に活用される高度なデータ解析ノウハウ
- () 優秀な人材の確保・育成・定着を促し企業の成長を支える人材マネジメント
- () 将来の成長投資と株主還元を実現する健全な財務体質

にあると考えております。したがって、当社の企業価値及び株主共同の利益を最大化していくためには、このような当社グループの企業価値を支える源泉を中長期的な観点から育て、強化していくことが重要となります。

当社グループは、日本がこれから迎える超高齢化社会における当社グループへの期待、役割及び重要性を十分理解し、“美と健康の分野においてなくてはならない企業グループ”となり、更に、将来的に“美と健康の分野でアジアNo.1”となることを目指しております。その実現に向けて「デジタル化の更なる高度化」、「グローバル化の更なる進展」、「専門領域での事業規模拡大」を基軸として、企業価値及び株主共同の利益を向上させるべく、より一層邁進してまいります。

ロ. コーポレートガバナンスの強化に向けた取組み

当社グループは、グループ経営理念に基づき、お客様だけでなく、株主様、従業員、お取引先様、地域社会などの、すべてのステークホルダーの皆様と長期的な信頼関係を構築し、“美と健康の分野になくてはならない企業”として社会に必要とされる企業グループであり続けるために、その基盤となるコーポレートガバナンスを充実させることを目的とします。

当社は監査役会設置会社として、株主総会、取締役会及び監査役会を設置しております。

当社は、取締役10名のうち4名を社外取締役、監査役3名のうち2名を社外監査役としており、社外取締役4名、社外監査役2名全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出しております。

当社は、高い独立性が確保された独立役員が連携を図り、外部からの視点を取締役会や監査役会へ取り入れることにより、監督機能、監査機能や多様性を高めております。

当社は、この他、取締役の任期を1年として、取締役の使命と責任をより明確にしており、また、執行役員制度を導入し、企業経営における業務の執行と監督を分けて、取締役と執行役員の機能及び責任を明確にしております。

その他コーポレートガバナンス体制としては、職務執行の効率化を図るため、取締役、執行役員、常勤監査役で構成される経営会議を取締役会の下位会議体として設置し、グループ会社の管理・指導・助言を確実、かつ効果的に実施するために、グループ社長会を設置しております。

また、内部監査部門として内部統制統括室を設置し、監査役と充実した連携を図り、各部門及びグループ会社の業務に関する内部監査や内部統制体制を監視し、事業活動の適切性・効率性を確保し、有効な監査体制を構築しております。

なお、コンプライアンスとリスク管理においては、表裏一体の活動が必要と考え、当社及び当社グループのコンプライアンスとリスク管理の推進を図るため、コンプライアンス・リスク委員会を設置しております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の株式に対して大規模買付行為が行われた場合、その大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損させるものでないかについて、株主の皆様が必要かつ十分な情報と相当な検討期間に基づき判断することができるようにするため、大規模買付行為への対応策（買収防衛策）を導入しております。

直近では、2018年5月21日開催の取締役会において、当社株式等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の一部を変更して継続すること（以下「本プラン」といいます。）を決議し、2018年6月28日開催の第11回定時株主総会において株主の皆様にご承認いただいております。

なお、本プランの詳細につきましては、2018年5月21日付当社プレスリリースにて公表しておりますので、次の当社ウェブサイトにてご参照ください。

(<https://www.matsumotokiyoshi-hd.co.jp/CGI/news/view.cgi>)

(4) 具体的取組みに対する当社取締役の判断及びその理由

当社では、本プランの設計に際して、以下の点を考慮しており、当社の基本方針に沿い、企業価値及び株主共同の利益に合致するものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

イ．株主意思の反映

本プランにより対抗措置の発動をする場合は、原則として、株主総会の決議に基づき行われます。また、本プランは、本株主総会における株主の皆様からのご承認を条件として更新されます。本プランの有効期間の満了前であっても、取締役会又は株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されます。

そのため、本プランの継続及び対抗措置の発動について、株主の皆様のご意向が反映されるプランとなっております。

ロ．買収防衛策に関する指針等の要件の充足

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）をすべて充足しています。また、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっております。

さらに、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものとなっております。

ハ．独立性の高い社外者の判断に従うことにより当社取締役会の裁量を排除

当社は、本プランの導入にあたり、本プランの対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しております。独立委員会の委員は3名以上とし、当社との間に特別の利害関係を有していない社外取締役・社外監査役・弁護士・公認会計士・税理士・学識経験者・投資銀行業務に精通する者・実績のある経営者等から構成されるものとしております。

当社は、本プランの対抗措置の発動及び発動の中止については、独立委員会の勧告に従い、対応することといたします。これにより、当社取締役会の裁量を排除し、本プランの公正性を担保しております。

ニ．デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役により構成される当社取締役会の決議をもって廃止することができるものとされており、大規模買付者が当社の株主総会で取締役を指名し、当該取締役により構成される当社取締役会の決議をもって本プランを廃止することが可能です。

したがって、本プランはいわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役会を構成する取締役の過半数を交替させても、なおその発動を阻止することができない買収防衛策）ではありません。また、当社取締役の任期は1年であることから、本プランは、いわゆるスローハンド型の買収防衛策（取締役会を構成する取締役を一度に交替させることができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）でもありません。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

取締役の員数

当社の取締役は15名以内とする旨を定款に定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとした事項及びその理由

イ．自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、会社の機動性を確保するため、市場取引等による自己株式の取得につき取締役会の決議によりこれを行うことができる旨を定款に定めております。

ロ．取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

ハ．中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能にするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の特別決議事項の審議を円滑に行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性11名 女性2名 (役員のうち女性の比率15.4%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 会長	松本 南海雄	1943年3月4日生	1965年4月 有限会社薬局マツモトキヨシ(現株式会 社マツモトキヨシ)入社 1975年4月 同社専務取締役 1997年7月 株式会社マツモトキヨシ取締役副社長 1998年6月 同社代表取締役副社長 1999年6月 日本チェーンドラッグストア協会会長 2001年2月 株式会社マツモトキヨシ代表取締役社長 2002年5月 NPO法人セルフメディケーション推進 協議会副会長 2007年10月 当社代表取締役社長 2009年4月 当社代表取締役会長兼CEO 2011年4月 当社代表取締役会長兼社長CEO 2011年6月 当社代表取締役会長兼社長 2014年4月 当社代表取締役会長(現任)	(注)5	7,231.2
代表取締役 社長	松本 清雄	1973年1月20日生	1995年6月 株式会社マツモトキヨシ入社 2005年4月 同社商品部長 2005年6月 同社取締役商品部長 2007年7月 同社取締役営業本部商品担当部長 2007年10月 当社取締役 2008年4月 当社常務取締役 2008年7月 当社常務取締役営業企画・商品統括担当 2009年4月 当社専務取締役営業企画・商品統括担当 2010年4月 当社専務取締役経営企画管掌兼営業企 画・商品統括管掌 2011年4月 株式会社マツモトキヨシ代表取締役社長 2013年4月 当社代表取締役副社長経営企画管掌兼営 業企画・商品統括管掌 2014年4月 当社代表取締役社長(現任) 株式会社マツモトキヨシ代表取締役会長 [重要な兼職の状況] 株式会社マツモトキヨシ 相談役 株式会社南海公産 代表取締役	(注)5	2,516.2

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
専務取締役 営業統括本部長	松本 貴志	1975年5月8日生	1999年4月 佐藤製薬株式会社入社 2002年4月 株式会社マツモトキヨシ入社 2008年4月 同社ドラッグストア事業本部長兼事業サ ポート室長 2009年4月 当社執行役員 株式会社マツモトキヨシ取締役ドラッグ スタ事業本部副本部長兼事業サポート 室長兼PJ推進企画室長 2010年4月 同社取締役営業推進本部長兼営業推進部 長兼通信販売部長 2012年4月 同社常務取締役(店舗運営担当)店舗運 営本部長 2013年6月 当社取締役営業統括管掌 2014年4月 当社取締役営業企画・商品統括管掌 2015年4月 当社常務取締役営業企画・商品統括管掌 株式会社マツモトキヨシ専務取締役店舗 運営本部長 2017年4月 当社常務取締役営業統括本部長 2019年4月 当社専務取締役営業統括本部長(現任) [重要な兼職の状況] 株式会社マツモトキヨシ 取締役副社長 店舗運営本部長 株式会社南海公産 代表取締役	(注)5	2,518.0
常務取締役 戦略事業推進本部長	大田 貴雄	1951年12月23日生	1974年4月 株式会社ダイエー入社 2005年3月 株式会社ダイエーホームリビンググルー プ本部長 2005年9月 株式会社スギ薬局入社 2006年1月 同社商品部統括部長 2008年5月 同社取締役商品部長 2008年9月 スギホールディングス株式会社執行役員 グループ商品戦略担当 2010年1月 同社執行役員グループ商品本部長 株式会社スギ薬局常務取締役営業本部長 兼務 2011年3月 同社執行役員グループ商品本部長 株式会社スギ薬局代表取締役副社長兼営 業本部長 兼務 2013年3月 同社取締役商品管理室長 株式会社スギ薬局代表取締役会長 兼務 2014年5月 株式会社マツモトキヨシ入社 当社出向 管理統括管掌専務付顧問 2015年1月 株式会社マツモトキヨシ取締役 2015年4月 当社執行役員 株式会社マツモトキヨシ専務取締役 2016年4月 同社取締役副社長 弘陽薬品株式会社代表取締役社長 2017年4月 当社執行役員戦略事業推進本部長 2019年6月 当社常務取締役戦略事業推進本部長 (現任) [重要な兼職の状況] 株式会社マツモトキヨシ 代表取締役社長	(注)5	3.5

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 管理本部長	小部 真吾	1962年 8 月 5 日生	1985年 4 月 株式会社ダイエー入社 1999年 9 月 同社人事企画室採用教育部採用教育 課長・人事部人事課長 2002年 6 月 株式会社メディカルアソシア入社スタッ フィング部長 2003年 4 月 アデコキャリアスタッフ株式会社入社 (現アデコ株式会社)人事部人事運営 課長・人事部人事部長 2006年12月 株式会社マツモトキヨシ入社 人事部次長 2007年 7 月 同社人事部長 2008年 1 月 当社人事部長 2010年 7 月 当社執行役員人事部長 2012年 4 月 株式会社マツモトキヨシ取締役人事担当 部長 2015年 6 月 当社執行役員人事部長 内部統制統括 室長兼務 2016年 4 月 当社執行役員人事部長 2017年 4 月 当社執行役員管理本部長兼人事部長 2017年 6 月 当社取締役管理本部長兼人事部長 2019年 4 月 当社取締役管理本部長(現任) [重要な兼職の状況] 株式会社マツモトキヨシ 取締役 管理担当	(注) 5	4.0
取締役 経営企画本部長	石橋 昭男	1964年11月15日生	1989年 4 月 株式会社三井銀行入社(現株式会社三井 住友銀行)本店営業部 1989年 8 月 同社総合研究所出向(現株式会社日本 総合研究所) 1999年 6 月 同社企業情報部 2002年 2 月 三菱商事株式会社入社 金融事業本部M&Aユニット 2008年 1 月 同社トレジャラーオフィス 2009年10月 株式会社マツモトキヨシ入社 当社事業開発室長 2011年 7 月 当社経営企画部長 2012年 4 月 当社執行役員経営企画部長 株式会社マツモトキヨシ取締役店舗運営 本部運営企画部長 2015年 6 月 当社執行役員経営企画部長 財務経理 部長兼務 2017年 4 月 当社執行役員経営企画本部長兼経営企画 部長 2017年 6 月 当社取締役経営企画本部長兼経営企画 部長 2019年 4 月 当社取締役経営企画本部長(現任) [重要な兼職の状況] 株式会社マツモトキヨシ 取締役	(注) 5	4.4

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	松下 功夫	1947年4月3日生	1970年4月 日本鉱業株式会社入社(現JXTGエネルギー株式会社) 2001年4月 株式会社ジャパンエナジー(現JXTGエネルギー株式会社)執行役員経営企画部門長補佐兼経営企画部門主席財務担当 2002年9月 新日鉱ホールディングス株式会社(現JXTGホールディングス株式会社)取締役財務グループ財務担当 2003年6月 同社常務取締役 2004年4月 株式会社ジャパンエナジー(現JXTGエネルギー株式会社)常務執行役員 2004年6月 同社取締役常務執行役員 2005年4月 同社取締役専務執行役員 2006年6月 同社代表取締役社長 2010年7月 JX日鉱日石エネルギー株式会社(現JXTGエネルギー株式会社)代表取締役副社長執行役員 社長補佐 2012年6月 JXホールディングス株式会社(現JXTGホールディングス株式会社)代表取締役社長 社長執行役員 2015年6月 同社相談役 2016年6月 当社社外取締役(現任) [重要な兼職の状況] 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 社外取締役	(注)5	-
取締役	大村 宏夫	1946年11月27日生	1970年5月 住友生命保険相互会社入社 1980年7月 同社東浪速支社養成部長 1982年7月 同社東京財務部長代理(青森駐在) 1986年1月 同社東京第4法人営業部長代理 1988年7月 日本道路株式会社出向 開発事業部長 1991年4月 住友生命保険相互会社復社新宿中央支社法人部長 1991年9月 日本道路株式会社入社 第1営業部長 1998年4月 同社営業企画部長 2002年4月 同社関東製販支店長 2003年4月 同社本社製販部長 2004年4月 同社執行役員 第2営業統括部長 2008年4月 同社常務執行役員 営業副本部長 2012年4月 同社常任顧問 2014年4月 公益財団法人日本環境協会 事業支援部事務統括 2017年3月 同協会退職 2018年6月 当社社外取締役(現任)	(注)5	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	木村 恵司	1947年2月21日生	1970年5月 三菱地所株式会社入社 1996年6月 同社秘書部長 1998年1月 同社企画部長 2000年4月 同社企画本部経営企画部長 2000年6月 同社取締役企画本部経営企画部長 2003年4月 同社取締役兼常務執行役員企画管理本部 副本部長 2003年6月 同社常務執行役員企画管理本部副本部長 2004年4月 同社専務執行役員海外事業部門 担当 株式会社ロイヤルパークホテルズアンド リゾーツ 取締役社長兼職 2004年6月 三菱地所株式会社代表取締役兼専務執行 役員海外事業 部門担当 2005年6月 三菱地所株式会社代表取締役社長 2011年4月 同社代表取締役会長 2016年6月 同社取締役会長 2017年4月 同社取締役 2017年6月 同社特別顧問(現任) 2018年6月 当社社外取締役(現任) 〔重要な兼職の状況〕 株式会社パレスホテル 社外取締役 日本ベンチャーキャピタル株式会社 社外取締役 横浜新都市センター株式会社 社外取締役 株式会社ロイヤルパークホテル 社外取締役 日本空港ビルデング株式会社 社外取締役	(注) 5	-
取締役	冲山 奉子	1954年4月9日生	1975年10月 東亜建設工業株式会社入社 1991年4月 同社開発部第二部ライフケア開発室 1996年4月 同社営業本部第五営業部 2007年4月 同社ウエルフェア営業部長 2013年4月 同社執行役員建築事業本部副本部長兼ウ エルフェア営業部長 2015年4月 同社執行役員建築事業本部副本部長兼ウ エルフェア営業部長兼東日本建築支店副 支店長 2019年7月 同社執行役員建築事業本部副本部長兼東 日本建築支店副支店長 2020年4月 同社顧問(現任) 2020年6月 当社社外取締役(現任)	(注) 5	-
常勤監査役	本多 寿男	1960年2月24日生	1979年3月 株式会社マツモトキヨシ入社 1986年10月 ゼンセン同盟(現UAゼンセン)マツモ トキヨシ労働組合中央執行委員福祉担当 同労働組合中央執行副委員長 1989年10月 同労働組合中央執行委員長 1996年10月 同労働組合中央執行委員長 2007年5月 ドラッグストア柏松ヶ崎店長 2013年9月 ドラッグストア馬橋店長 2018年10月 UAゼンセンマツモトキヨシ労働組合 中央執行委員長退任 2018年11月 当社管理本部総務部付主事 2019年6月 当社常勤監査役(現任) 〔重要な兼職の状況〕 株式会社マツモトキヨシ 監査役	(注) 6	5.6

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役	小池 徳子 (戸籍上氏名: 櫻田 徳子)	1962年9月17日生	1985年3月 株式会社サンリオ入社 1989年10月 青山監査法人入所 1993年4月 公認会計士登録 1994年9月 山田&パートナーズ会計事務所入所 1997年1月 公認会計士小池事務所開業(現任) 2020年6月 当社社外監査役(現任) 〔重要な兼職の状況〕 株式会社東日本銀行 社外監査役	(注)7	-
監査役	渡辺 昇一	1962年5月23日生	1990年11月 司法試験合格 1993年4月 弁護士登録(東京弁護士会) 三好総合法律事務所入所 2002年8月 銀座通り法律事務所移籍 2003年4月 高久・渡辺法律事務所開設 2005年4月 岩本・高久・渡辺法律事務所に改名 2011年2月 ライツ法律特許事務所開設(現任) 2020年6月 当社社外監査役(現任) 〔重要な兼職の状況〕 東京弁護士会 紛議調停委員 立川簡易裁判所 司法委員 株式会社スカラ 社外取締役	(注)7	-
計					12,283.2

- (注) 1. 取締役松下功夫、大村宏夫、木村恵司及び沖山奉子は、社外取締役であります。
2. 監査役小池徳子及び渡辺昇一は、社外監査役であります。
3. 代表取締役会長松本南海雄は、代表取締役社長松本清雄、専務取締役松本貴志と親子であります。
4. 代表取締役会長松本南海雄の所有株式数(7,231.2千株)には、株式会社南海公産(松本南海雄の所有割合62.76%)の4,287.1千株が合算されています。
5. 取締役の任期は、2020年6月26日開催の定時株主総会終結の時から1年間であります。
6. 常勤監査役本多寿男の任期は、2023年6月開催予定の定時株主総会終結の時までであります。
7. 監査役小池徳子、渡辺昇一の任期は、2024年6月開催予定の定時株主総会終結の時までであります。
8. 当社は、法令に定める監査役の数に欠けることになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
妹尾 佳明	1949年5月15日生	1974年4月 司法研修所入所(第28期) 1976年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 石井成一法律事務所入所 1979年4月 妹尾佳明法律事務所開設 2004年10月 MOS(松崎・奥・佐野・妹尾)合同法律事務所開設(現任)	-

社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は4名、社外監査役は2名であります。当社と社外役員との間に、特別な利害関係はありません。

当社は、社外役員が企業統治において果たす機能及び役割は、取締役の業務執行に対して、社外取締役及び社外監査役が連携を図り、取締役会等の意思決定プロセスにおいて、一般株主をはじめとする様々なステークホルダーとの円滑な関係を構築することに配慮し、客観的な立場から必要な意見や問題点等の指摘を行うことにより、当社の経営に対する高い監督機能を保持することだと考えております。また、社外取締役及び社外監査役のそれぞれの豊富な経験、見識及び専門知識等に基づき、取締役会等を通じて、客観的な立場から当社経営に対して意見や指摘をいただいております。当社の意思決定プロセスにおいて、その適正性を確保しているものと考えております。

なお、当社は社外役員を選任するための独立性に関する基準を定めております。

独立性基準

・当社は、次の要件のいずれかに該当する場合は、独立性を有しないものとします。

- (1) 当社又は当社グループ会社の業務執行者
- (2) 当社又は当社グループ会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- (3) 当社を主要な取引先（当社との年間取引額が直近事業年度の連結売上高の2%以上）とする者又はその業務執行者
- (4) 当社の主要なお取引先様（当社との年間取引額が直近事業年度の連結売上高の2%以上）又はその業務執行者
- (5) 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関、その他の大口債権者又はその業務執行者
- (6) 当社の会計監査人である公認会計士又は監査法人の社員、パートナー若しくは従業員（ただし、補助的スタッフは除く）
- (7) 当社の主要株主（議決権所有割合10%以上の株主）（その主要株主が法人である場合には、その法人の業務執行者）
- (8) 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者
- (9) 当社が寄付（過去3カ年の事業年度における取引額の平均金額が500万円以上）を行っている先の業務執行者
- (10) 当社から役員報酬以外に多額（過去3カ年の事業年度における取引額の平均金額が500万円以上）の金銭その他の財産を得ている弁護士、公認会計士又は税理士、その他のコンサルタント
- (11) 当社から役員報酬以外に多額（過去3カ年の事業年度における取引額の平均金額が1,000万円以上）の金銭その他の財産を得ている法律事務所、監査法人、税理士法人、コンサルティングファーム、その他の専門的アドバイザリーファームに所属する者（ただし、補助的スタッフは除く）
- (12) 過去10年間のいずれかの時点において、上記（1）、（2）のいずれかに該当していた者
- (13) 過去3年間のいずれかの時点において、上記（3）～（9）のいずれかに該当していた者
- (14) 上記（1）～（13）に該当する対象者の二親等以内の近親者

なお、当社は、社外取締役4名全員及び社外監査役2名全員を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

社外監査役は当社の監査方針に基づき、取締役会及び監査役会での発言を通して取締役の業務執行を監査する他、会計監査人と定期的に会議を開催し情報交換を行うことにより連携を図っております。また、監査役会において監査項目及び監査業務の分担を取決め、その分担に則り、主要な事業所の業務調査や子会社往査を実施しております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

イ．組織・人員

当社の監査役会は、監査の実効性の向上及び監査機能強化のため、当社の経営陣から独立した中立の存在である常勤監査役1名、社外監査役2名の3名で構成されています。現在、特定監査役及び監査役会議長は常勤監査役の本多寿男氏が務めています。同氏は店舗運営や労働組合の中央執行委員長を務めた経験による業界に関する知見やリーダーシップを有しています。社外監査役小池徳子氏は、公認会計士として、特に財務・会計・税務における豊富な経験と見識を有しております。社外監査役渡辺昇一氏は弁護士として豊かな業務経験と専門的知識を有しております。

なお、鈴木哲氏及び須永明美氏は、任期満了により社外監査役を退任いたしました。

ロ．監査役・監査役会の活動状況

a．開催頻度及び出席状況

当事業年度において当社は監査役会を合計15回開催しており、個々の監査役の出席状況は次のとおりです。

区分	氏名	監査役会出席状況
常勤監査役	本多 寿男	全10回中10回
社外監査役	鈴木 哲	全15回中13回
社外監査役	須永 明美	全15回中14回

表中の全回数が異なるのは、就任時期の違いによるものです。

監査役会の平均所要時間は40分です。

b．監査役会の主な検討事項

監査役会における主な検討事項は次のとおりです。

- ・財務報告及び情報開示についての監査（適時・適切に行われることの監査）
- ・取締役の業務執行に関する監査（不正な行為又は法令・定款に違反する重大な事実の有無）
- ・危機管理・リスクマネジメント・コンプライアンスリスクの監査（危機管理・経営リスク管理マネジメント体制の整備・運用、人事・労務上の問題への対応）
- ・内部統制システムの整備・運用状況の監査（当社の各部門・子会社の内部統制の整備・運用）
- ・会社業績・業務執行状況等の監査（四半期・月次毎）
- ・会計監査人の監査の相当性、監査計画と監査報酬の適切性、監査の方法及び結果の相当性

c．監査役の活動状況

監査役の主な活動状況は次のとおりです。

重要会議への出席

- ・取締役会（監査役全員）
- ・月次報告会、経営会議、コンプライアンス・リスク員会等（常勤監査役）

社内稟議書等の重要文書等の閲覧を通じて、取締役の職務執行状況の監査（常勤監査役）

会計監査人との年度決算・四半期決算に関する定例報告の受領及び会計監査の状況を適宜情報交換（監査役全員）

代表取締役とのミーティングを実施（監査役全員）

内部統制統括室、法務部、人事部その他の部門と定期的あるいは適宜にミーティングを実施（常勤監査役）

子会社関係

- ・ 主要な子会社の社長からの経営状況の聴取と往査の実施（監査役全員）
- ・ 子会社監査役とのグループ監査役会の開催（監査役全員）
- ・ 子会社監査役とのミーティングを実施（常勤監査役）

その他

- ・ 店舗棚卸及び共配センター本部倉庫棚卸への立会い（監査役全員）
- ・ 店舗監査への立会い（常勤監査役）

内部監査の状況

当社は、内部統制統括室内に内部監査部門（人員7名）を設置し、当社及び子会社に対して内部監査規程に基づく内部監査及びリスク・アプロ ーチに基づく重要な業務監査を実施しており、監査結果については経営者へ報告を行っております。

また、内部統制統括室は、監査役会及び会計監査人と定期的な会議の開催等により情報交換などの連携を図っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 継続監査期間

1989年以降（当社設立前の株式会社マツモトキヨシにおける継続監査期間も含んでおります。）

（注）1989年以前の調査が著しく困難なため、継続監査期間はこの期間を超えている可能性があります。

c. 業務を執行した公認会計士

小堀 一英
瀧野 恭司

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、会計士補等6名、その他6名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社の会計監査人は、監査業務等に関する品質管理の方針及び手続を整備・運用しており、また、監査法人のガバナンス・コードの諸原則を採用するとともに、適切なガバナンスと実効性のあるマネジメントの下で高品質な監査の実現に取り組んでいます。

更に、当社の取締役等とのコミュニケーションに努め、監査役や執行部門との意見交換会等により十分な連携を図り、適切な職務遂行をしております。

以上より、会計監査人の監査業務には適切性・妥当性があり、会計監査人としての独立性が適切に保持され、コンプライアンス意識の向上を図っていると判断し選定いたしました。

f. 監査役会による監査法人の評価

監査役会は、日本監査役協会の「会計監査人の評価基準策定に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の独立性、品質管理の状況、監査の実施状況等を把握し、また会計監査人に説明を求め、各評価項目について確認・検討した結果、会計監査人はいずれの項目でも指摘すべき事項はなく、基準を満たしていると判断しました。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	57	-	57	-
連結子会社	30	-	30	-
計	87	-	87	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(aを除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	-	2	-	16
連結子会社	-	-	-	-
計	-	2	-	16

当社における非監査業務の内容は、一般的事項に関わる税務コンサルティング業務、財務・税務デューデリジェンス業務等であります。

c. その他の重要な報酬の内容

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

規模・特性・監査日数等を勘案し、監査報酬額を決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目、監査時間の実績及び監査報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び監査報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方針

当社の役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、当社グループの企業価値増大への貢献意欲や士気高揚を図るため、当社の成長を担う人材を確保及び維持できる水準を目標とし、加えて、連結業績の向上、当社グループの競争力の高揚、コーポレート・ガバナンスの充実、様々なステークホルダーとの有益な関係の構築などの要素を考慮した体系設計としております。

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬体系は、基本報酬としての固定報酬、当社の連結業績を反映する業績連動報酬として、業績報酬及び株式報酬で構成しております。なお、社外取締役、監査役の報酬につきましては、固定報酬のみによって構成しております。

固定報酬は、世間水準を参考として役位別に妥当な水準を設定し、業績報酬及び株式報酬は、連結売上高及び連結営業利益の業績目標値に対する達成度に応じて変動する業績係数を乗じて設定しております。

なお、取締役（社外取締役を除く）の報酬体系における構成比は、固定報酬64%、業績報酬29%、株式報酬7%としております。

それらの報酬決定の方針に基づき、株主総会で決議された範囲内で、その配分を取締役会において独立社外役員とも協議し決定しております。

業績連動報酬に関する事項

イ．業績連動報酬とそれ以外の報酬の支払割合の決定方針

当社は、業績連動報酬として、業績報酬と株式報酬で構成しており、その割合は、取締役会において決定しております。

ロ．業績連動報酬に係る指標

当社の業績連動報酬は、連結売上高及び連結営業利益を指標としており、その業績目標値に対する達成度に応じて変動する業績係数を用いて算出しております。

ハ．指標を選択した理由

当社が業績連動報酬の指標として連結売上高及び連結営業利益の業績達成率を指標とする理由は、当社グループ全体の成長性と収益性を考慮し、評価指標として設定しております。

二．業績連動報酬の額の決定方法

当社の業績連動報酬は、株主総会で承認された報酬枠内で、当社が定める規定により連結売上高及び連結営業利益の業績達成率に応じて算出され、その基準額案を取締役会において決定しております。

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する役職ごとの方針

イ．役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる役員の 員数(人)
		固定報酬	業績報酬	ストック オプション	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	560	364	196	-	-	6
監査役 (社外監査役を除く)	6	6	-	-	-	2
社外役員	28	28	-	-	-	5

- (注) 1．上記に記載しております取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
- 2．取締役の報酬額は、2017年6月29日開催の第10回定時株主総会において、年額6億5000万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。
- 3．監査役報酬額は、2008年6月27日開催の第1回定時株主総会において、年額4800万円以内と決議いただいております。
- 4．期末現在の人員数は、取締役9名(うち社外取締役3名)、監査役3名(うち社外監査役2名)であります。なお、上記人員数との相違は、2019年6月27日開催の第12回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した監査役1名が含まれているためであります。

ロ．報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

氏名	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の額（百万円）				報酬等の総額 （百万円）
			固定報酬	業績報酬	ストック オプション	退職慰労金	
松本 南海雄	取締役	提出会社	193	104	-	-	298
松本 清雄	取締役	提出会社	94	50	-	-	145

ハ．使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの
該当事項はありません。

二．当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標及び実績

当社は、指標の目標値として、直近事業年度の連結売上高及び連結営業利益を採用しております。

なお、その実績として、当連結会計年度（2019年4月1日～2020年3月31日）における売上高は5,905億93百万円、営業利益375億63百万円となり、その前事業年度と比較して、売上高は前期比2.5%増、営業利益は、前期比4.3%増となっております。

ホ．役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者の氏名又は名称、その権限の内容及び裁量の範囲

役員報酬の額及びその算定方法に関する方針の決裁権限は、取締役会が有しております。当社取締役会は、全役員13名中6名の独立社外役員とも協議し決定しております。

ヘ．役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定に関する委員会の手続の概要

当社は、役員報酬の決定方針及び決定に関する委員会は設置しておりませんが、取締役会において役員報酬額を決定しております。取締役会では、全役員13名中6名の独立社外役員とも協議しており、適切に機能していると考えております。

ト．当事業年度の提出会社の役員報酬等の額の決定過程における、提出会社の取締役会及び委員会等の活動内容

役員報酬の決定プロセスは、予め株主総会で決議された役員報酬枠、当社の役員報酬体系（固定報酬・業績報酬・株式報酬）、役位、連結売上高、連結営業利益に応じて人事部門においてその報酬案を立案し、管掌取締役がその内容を精査し、取締役会へ提出する案を決定します。

その後、取締役会の議案として上程し、その取締役会において全役員13名中6名の独立社外役員とも協議され決定されております。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社の保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分については以下のとおりです。

「純投資目的である投資株式」は、株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることをのみを目的として保有している株式としております。

「純投資株式以外の目的である投資株式」は、上記目的に加え、商品の安定供給を通じた事業の円滑化、営業上の取引先としての関係維持・強化、安定的かつ継続的な金融取引による事業活動の安定性確保、業界動向把握のいずれかを目的として保有している株式としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、純投資以外の目的で、当社の更なる成長に向けた経営戦略の実現に貢献していただける取引先等から当社に対して株式の保有要請があった場合に、これまでの貢献実績と今後のその見込み、投資規模、ガバナンス状況等を考慮し、政策的に株式を保有することがあります。

一方で、当社は、政策的に保有した株式のうち、その投資先企業の株式を保有する目的が薄れた場合、また、その企業の企業価値の向上が期待できない場合は、その株式を売却します。

その他、業界における競合企業の動向を把握することを目的として、必要最低限の投資額にて株式を取得することがあります。

保有する株式については、投資先ごとに保有目的などの定性面に加えて、取引実績、受取配当金及び株式保有コスト等を定量的に検証することにより、保有意義の検証を行う方針です。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	3	18
非上場株式以外の株式	34	23,537

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	2	1,034	取引先との更なる関係を強化するため

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	2	304

(注) 非上場株式以外の株式2銘柄の減少のうち、1銘柄の減少は前年事業年度まで政策目的で保有しておりました㈱ココカラファインであります。減少理由は当事業年度において同社を持分法適用関連会社としたことにより、関連会社株式に振替えたことによるものであります。

c. 特定投資株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
エーザイ(株)	819,900	819,900	(保有目的)商品の安定供給を通じた 当社事業の円滑化のため保有 (定量的な保有効果)(注)2	有
	6,502	5,094		
(株)丸和運輸機関	2,519,200	1,026,200	(保有目的)営業上の取引先としての 関係維持・強化による当社事業の拡大 のため保有 (定量的な保有効果)(注)2 (増加理由)取引先との更なる関係を 強化するため	有
	6,159	3,889		
小林製薬(株)	245,000	245,000	(保有目的)商品の安定供給を通じた 当社事業の円滑化のため保有 (定量的な保有効果)(注)2	有
	2,450	2,288		
大塚ホールディングス (株)	500,000	500,000	(保有目的)商品の安定供給を通じた 当社事業の円滑化のため保有 (定量的な保有効果)(注)2	無
	2,115	2,174		
ライオン(株)	454,000	454,000	(保有目的)商品の安定供給を通じた 当社事業の円滑化のため保有 (定量的な保有効果)(注)2	無
	1,050	1,057		
(株)マングラム	347,400	347,400	(保有目的)商品の安定供給を通じた 当社事業の円滑化のため保有 (定量的な保有効果)(注)2	有
	719	988		
ロート製薬(株)	233,000	233,000	(保有目的)商品の安定供給を通じた 当社事業の円滑化のため保有 (定量的な保有効果)(注)2	有
	689	662		
アース製薬(株)	106,300	106,300	(保有目的)商品の安定供給を通じた 当社事業の円滑化のため保有 (定量的な保有効果)(注)2	有
	609	546		
アルフレッサホール ディングス(株)	278,400	278,400	(保有目的)商品の安定供給を通じた 当社事業の円滑化のため保有 (定量的な保有効果)(注)2	無 1
	560	876		
王子ホールディングス (株)	809,000	809,000	(保有目的)商品の安定供給を通じた 当社事業の円滑化のため保有 (定量的な保有効果)(注)2	有
	468	555		
大王製紙(株)	300,000	300,000	(保有目的)商品の安定供給を通じた 当社事業の円滑化のため保有 (定量的な保有効果)(注)2	有
	435	407		
大正製薬ホールディン グス(株)	65,430	65,430	(保有目的)商品の安定供給を通じた 当社事業の円滑化のため保有 (定量的な保有効果)(注)2	有
	434	690		
(株)千葉銀行	787,205	787,205	(保有目的)安定的かつ継続的な金融 取引による当社事業活動の安定性確保 のため保有 (定量的な保有効果)(注)2	有
	372	473		
住友不動産(株)	126,000	126,000	(保有目的)営業上の取引先としての 関係維持・強化による当社事業の拡大 のため保有 (定量的な保有効果)(注)2	有
	332	577		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
ウエルシアホールディングス(株)	25,580	25,580	(保有目的)業界動向把握のため保有 (定量的な保有効果)(注)2	無
	193	96		
日本新薬(株)	11,094	11,094	(保有目的)商品の安定供給を通じた 当社事業の円滑化のため保有 (定量的な保有効果)(注)2	無
	94	89		
第一三共(株)	9,339	9,339	(保有目的)商品の安定供給を通じた 当社事業の円滑化のため保有 (定量的な保有効果)(注)2	無 2
	69	47		
(株)ツルハホールディングス	4,000	4,000	(保有目的)業界動向把握のため保有 (定量的な保有効果)(注)2	無
	57	36		
(株)サンドラッグ	13,800	13,800	(保有目的)業界動向把握のため保有 (定量的な保有効果)(注)2	有
	47	42		
(株)八十二銀行	95,000	95,000	(保有目的)安定的かつ継続的な金融 取引による当社事業活動の安定性確保 のため保有 (定量的な保有効果)(注)2	有
	37	43		
(株)東京ドーム	46,980	46,980	(保有目的)営業上の取引先としての 関係維持・強化による当社事業の拡大 のため保有 (定量的な保有効果)(注)2	無 3
	34	49		
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	75,000	75,000	(保有目的)安定的かつ継続的な金融 取引による当社事業活動の安定性確保 のため保有 (定量的な保有効果)(注)2	無 4
	30	41		
サッドラホールディングス(株)	12,000	12,000	(保有目的)業界動向把握のため保有 (定量的な保有効果)(注)2	無
	22	23		
塩野義製薬(株)	3,630	3,630	(保有目的)商品の安定供給を通じた 当社事業の円滑化のため保有 (定量的な保有効果)(注)2	無
	19	24		
東日本旅客鉄道(株)	1,000	1,000	(保有目的)営業上の取引先としての 関係維持・強化による当社事業の拡大 のため保有 (定量的な保有効果)(注)2	無
	8	10		
(株)Olympicグループ	13,000	13,000	(保有目的)営業上の取引先としての 関係維持・強化による当社事業の拡大 のため保有 (定量的な保有効果)(注)2	無
	8	8		
イオンモール(株)	5,081	4,644	(保有目的)営業上の取引先としての 関係維持・強化による当社事業の拡大 のため保有 (定量的な保有効果)(注)2 (増加理由)取引先持株会を通じた株式取得	無
	6	8		
明治ホールディングス(株)	432	432	(保有目的)商品の安定供給を通じた 当社事業の円滑化のため保有 (定量的な保有効果)(注)2	無
	3	3		
(株)千葉興業銀行	10,800	10,800	(保有目的)安定的かつ継続的な金融 取引による当社事業活動の安定性確保 のため保有 (定量的な保有効果)(注)2	有
	2	3		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株 式の保有 の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)コンコルディア・ フィナンシャルグルー プ	5,951	5,951	(保有目的)安定的かつ継続的な金融 取引による当社事業活動の安定性確保 のため保有 (定量的な保有効果)(注)2	無
	1	2		
(株)クリエイトSDホール ディングス	300	300	(保有目的)業界動向把握のため保有 (定量的な保有効果)(注)2	無 5
	0	0		
スギホールディングス (株)	100	100	(保有目的)業界動向把握のため保有 (定量的な保有効果)(注)2	無 6
	0	0		
イオン(株)	218	218	(保有目的)営業上の取引先としての 関係維持・強化による当社事業の拡大 のため保有 (定量的な保有効果)(注)2	無
	0	0		
(株)カワチ薬品	100	100	(保有目的)業界動向把握のため保有 (定量的な保有効果)(注)2	無
	0	0		
(株)ココカラファイン	-	67,308	(保有目的)業界動向把握のため保有	無
	-	295		
(株)みずほフィナンシャ ルグループ	-	55,000	(保有目的)安定的かつ継続的な金融 取引による当社事業活動の安定性確保 のため保有	無 7
	-	9		

(注)1. 「-」は、当該銘柄を保有していないことを示しております。

2. 定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性は投資先ごとに保有目的などの定性面に加えて、取引実績、受取配当金及び株式保有コスト等を定量的に検証する方針であります。

1 アルフレッサホールディングス(株)の連結子会社であるアルフレッサ(株)及びアルフレッサヘルスケア(株)が当社の株式を保有しております。

2 第一三共(株)の連結子会社である第一三共ヘルスケア(株)が当社の株式を保有しております。

3 (株)東京ドームの連結子会社である松戸公産(株)が当社の株式を保有しております。

4 (株)三菱UFJフィナンシャル・グループの連結子会社である(株)三菱UFJ銀行、三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)が当社の株式を保有しております。

5 (株)クリエイトSDホールディングスの連結子会社である(株)クリエイトエス・ディーが当社の株式を保有しております。

6 スギホールディングス(株)の連結子会社であるスギメディカル(株)が当社の株式を保有しております。

7 (株)みずほフィナンシャルグループの連結子会社である(株)みずほ銀行及びみずほ証券(株)が当社の株式を保有しております。

保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入や、同法人の主催するセミナーに参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	43,353	28,368
受取手形及び売掛金	23,472	23,479
商品	76,160	81,231
貯蔵品	663	673
未収入金	17,249	19,553
その他	8,049	6,750
貸倒引当金	7	29
流動資産合計	168,942	160,027
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	62,445	64,826
減価償却累計額	38,370	39,804
建物及び構築物(純額)	24,074	25,021
土地	40,156	40,073
リース資産	15,202	16,697
減価償却累計額	9,747	11,213
リース資産(純額)	5,454	5,483
建設仮勘定	213	140
その他	13,177	14,071
減価償却累計額	9,715	10,695
その他(純額)	3,461	3,376
有形固定資産合計	73,360	74,095
無形固定資産		
のれん	5,756	4,870
その他	4,146	4,532
無形固定資産合計	9,903	9,403
投資その他の資産		
投資有価証券	1 21,691	1 63,345
繰延税金資産	5,361	5,370
敷金及び保証金	37,337	37,858
その他	1,801	1,782
貸倒引当金	74	72
投資その他の資産合計	66,118	108,283
固定資産合計	149,382	191,782
資産合計	318,324	351,809

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	64,119	57,466
リース債務	1,888	2,004
未払法人税等	7,406	7,385
賞与引当金	3,723	3,871
ポイント引当金	2,783	2,531
資産除去債務	4	13
その他	11,902	12,929
流動負債合計	91,828	86,202
固定負債		
長期借入金	-	18,400
リース債務	3,905	3,776
繰延税金負債	2,680	3,212
株式給付引当金	134	134
役員株式給付引当金	39	39
退職給付に係る負債	234	255
資産除去債務	7,201	7,518
その他	3,029	2,963
固定負債合計	17,226	36,301
負債合計	109,054	122,504
純資産の部		
株主資本		
資本金	22,051	22,051
資本剰余金	22,994	22,996
利益剰余金	177,270	196,253
自己株式	20,765	20,707
株主資本合計	201,551	220,593
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	7,674	8,667
その他の包括利益累計額合計	7,674	8,667
新株予約権	43	43
純資産合計	209,269	229,304
負債純資産合計	318,324	351,809

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	575,991	590,593
売上原価	396,509	401,154
売上総利益	179,482	189,438
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	1,388	1,788
ポイント引当金繰入額	167	-
給料及び手当	48,925	50,720
賞与引当金繰入額	3,723	3,871
退職給付費用	1,012	1,065
減価償却費	7,301	7,499
地代家賃	34,226	36,483
のれん償却額	932	904
その他	45,776	49,541
販売費及び一般管理費合計	143,453	151,875
営業利益	36,028	37,563
営業外収益		
受取利息	116	103
受取配当金	338	361
固定資産受贈益	708	510
発注処理手数料	1,035	1,087
その他	814	459
営業外収益合計	3,014	2,522
営業外費用		
支払利息	17	18
為替差損	9	5
貸倒引当金繰入額	-	10
支払手数料	9	34
現金過不足	13	15
その他	13	15
営業外費用合計	64	100
経常利益	38,978	39,985

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
特別利益				
固定資産売却益	1	16	1	7
投資有価証券売却益		48		7
受取保険金		-	4	177
特別利益合計		65		191
特別損失				
固定資産除却損	2	331	2	220
店舗閉鎖損失		87		86
減損損失	3	1,169	3	490
災害による損失		-	5	108
関係会社株式評価損		-	6	163
その他		85		28
特別損失合計		1,674		1,098
税金等調整前当期純利益		37,369		39,078
法人税、住民税及び事業税		12,591		12,802
法人税等調整額		257		100
法人税等合計		12,333		12,902
当期純利益		25,035		26,176
親会社株主に帰属する当期純利益		25,035		26,176

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益	25,035	26,176
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	325	993
その他の包括利益合計	325	993
包括利益	24,709	27,169
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	24,709	27,169
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	22,051	23,024	158,593	6,856	196,813
当期変動額					
剰余金の配当			6,358		6,358
親会社株主に帰属する当期純利益			25,035		25,035
自己株式の取得				13,972	13,972
自己株式の処分		29		63	33
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	29	18,677	13,909	4,738
当期末残高	22,051	22,994	177,270	20,765	201,551

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	8,000	8,000	57	204,871
当期変動額				
剰余金の配当				6,358
親会社株主に帰属する当期純利益				25,035
自己株式の取得				13,972
自己株式の処分				33
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	325	325	14	340
当期変動額合計	325	325	14	4,398
当期末残高	7,674	7,674	43	209,269

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	22,051	22,994	177,270	20,765	201,551
当期変動額					
剰余金の配当			7,193		7,193
親会社株主に帰属する当期純利益			26,176		26,176
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分		2		57	59
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	2	18,982	57	19,042
当期末残高	22,051	22,996	196,253	20,707	220,593

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	7,674	7,674	43	209,269
当期変動額				
剰余金の配当				7,193
親会社株主に帰属する当期純利益				26,176
自己株式の取得				0
自己株式の処分				59
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	993	993		993
当期変動額合計	993	993	-	20,035
当期末残高	8,667	8,667	43	229,304

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	37,369	39,078
減価償却費	7,301	7,499
減損損失	1,169	490
のれん償却額	932	904
賞与引当金の増減額(は減少)	169	148
貸倒引当金の増減額(は減少)	73	21
ポイント引当金の増減額(は減少)	167	252
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	13	21
受取利息及び受取配当金	455	464
支払利息	17	18
固定資産売却損益(は益)	65	19
固定資産除却損	331	220
売上債権の増減額(は増加)	2,567	7
たな卸資産の増減額(は増加)	6,461	5,080
未収入金の増減額(は増加)	903	1,423
仕入債務の増減額(は減少)	1,492	6,653
未払金の増減額(は減少)	140	805
敷金及び保証金の家賃相殺額	1,255	1,193
その他	1,431	1,400
小計	35,267	37,941
利息及び配当金の受取額	341	364
利息の支払額	17	22
法人税等の支払額	15,989	16,098
法人税等の還付額	2,295	2,579
営業活動によるキャッシュ・フロー	21,897	24,764
投資活動によるキャッシュ・フロー		
関係会社株式の取得による支出	-	39,173
有形固定資産の取得による支出	4,598	4,521
無形固定資産の取得による支出	950	1,708
敷金及び保証金の差入による支出	2,364	2,108
敷金及び保証金の回収による収入	373	410
投資有価証券の取得による支出	0	1,034
投資有価証券の売却による収入	161	41
その他	493	745
投資活動によるキャッシュ・フロー	7,872	48,840
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	-	18,400
リース債務の返済による支出	1,980	2,149
自己株式の取得による支出	13,972	0
配当金の支払額	6,356	7,192
その他	19	32
財務活動によるキャッシュ・フロー	22,290	9,089
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	8,264	14,985
現金及び現金同等物の期首残高	51,613	43,349
現金及び現金同等物の期末残高	43,349	28,363

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 12社
- ・連結子会社の名称
 - (株)マツモトキヨシ
 - (株)マツモトキヨシ東日本販売
 - (株)ばばす
 - (株)マツモトキヨシ甲信越販売
 - (株)示野薬局
 - (株)マツモトキヨシ中四国販売
 - (株)マツモトキヨシ九州販売
 - (株)マツモトキヨシファーマシーズ
 - (株)マツモトキヨシホールセール
 - (株)マツモトキヨシアセットマネジメント
 - (株)エムケイブランニング
 - (株)マツモトキヨシ保険サービス

- ・非連結子会社の数 2社

- ・非連結子会社の名称

台湾松本清股份有限公司
マツモトキヨシ香港株式会社

- ・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・関連会社の数 1社

- ・関連会社の名称

(株)ココカラファイン

当連結会計年度中に新たに株式を取得したことにより、関連会社に該当することとなったため、持分法の適用範囲に含めております

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・非連結子会社の名称 台湾松本清股份有限公司
マツモトキヨシ香港株式会社
- ・関連会社の名称 Central & Matsumotokiyoshi Ltd.
(セントラル&マツモトキヨシ リミテッド)

- ・持分法を適用しない理由

非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

商品

小売事業会社

主として売価還元法による低価法を採用しております。

卸売事業会社

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～65年

その他 2年～20年

無形固定資産及び長期前払費用（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

ポイント引当金

販売促進を目的とするポイントカード制度により付与されたポイントの使用に備えるため、過去の使用実績率に基づき将来使用されると見込まれる額を計上しております。

株式給付引当金

当社及び当社のグループ会社の従業員に対する当社株式の交付及び給付に備えるため、株式交付規程に基づき、従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の交付及び給付見込額を計上しております。

役員株式給付引当金

当社の取締役に対する当社株式の交付及び給付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の交付及び給付見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

なお、その他の連結会社は、確定拠出型の制度を採用しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で償却しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(追加情報)

(株式付与E S O P信託)

当社は、2016年8月10日開催の取締役会決議に基づき、当社及び当社のグループ会社の社員(以下、「社員」という。)に対する新たなインセンティブプランとして、「株式付与E S O P信託」を導入しております。

(1)取引の概要

本制度は、株式付与E S O P (Employee Stock Ownership Plan) 信託(以下「E S O P信託」という。)と称される仕組みを採用しております。E S O P信託とは、米国のE S O P制度を参考にした従業員向けインセンティブプランであり、社員の役職や会社業績等に応じて、E S O P信託が取得した当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を原則として退職時に交付及び給付するものです。

(2)信託が保有する当社株式

信託が保有する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度278百万円、112,240株、当連結会計年度246百万円、99,334株であります。

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の影響により、マスクや除菌関連、日用品や食料品など、郊外型店舗を中心に特需が発生しましたが、一方で、マスクの着用、感染症拡大を防止するための外出自粛等により、化粧品関連の需要が大きく低迷しております。また、WHOによるパンデミック宣言により、出入国制限が強化されたことで、インバウンド売上が大きく減少しております。

当社グループにおいては、新型コロナウイルス感染症の影響は2021年3月期の上期まで継続し、徐々に回復すると仮定して、固定資産の減損会計等の会計上の見積りを行っております。

(連結貸借対照表関係)

1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
投資有価証券(株式)	360百万円	39,657百万円

2 当座貸越契約

当社は、効率的な資金調達のため取引金融機関14行と当座貸越契約を締結しております。契約に基づく、連結会計年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
当座貸越契約の総額	34,000百万円	34,000百万円
借入金実行残高	-	-
差引額	34,000	34,000

(連結損益計算書関係)

1 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
建物及び構築物	6百万円	- 百万円
土地	10	7
有形固定資産その他	0	0
計	16	7

2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
建物及び構築物	21百万円	26百万円
有形固定資産その他	18	10
有形リース資産	34	3
無形固定資産その他	16	5
解体撤去費用	240	175
計	331	220

3 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
千葉県 17件	店舗	土地及び建物、その他	348
愛知県 12件	店舗	建物、その他	255
その他 163件	店舗	土地及び建物、その他	566

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、遊休資産については物件単位ごとにグルーピングしております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループ及び土地等の時価の下落が著しい資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額1,169百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

その内訳は、次のとおりであります。

建物及び構築物	628百万円
土地	228
有形リース資産	179
その他	133
計	1,169

なお、資産グループごとの回収可能価額は正味売却価額と使用価値のうち、いずれか高い方の金額で測定しております。重要性の高い資産グループの不動産についての正味売却価額は、不動産鑑定評価基準に基づく不動産鑑定士による評価額を基準とし、使用価値は将来キャッシュ・フローを5.6%で割り引いて算出しております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
東京都 26件	店舗	建物、その他	191
長野県 2件	店舗	建物、その他	48
その他 66件	店舗	土地及び建物、その他	251

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、遊休資産については物件単位ごとにグルーピングしております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループ及び土地等の時価の下落が著しい資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額490百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

その内訳は、次のとおりであります。

建物及び構築物	358百万円
土地	0
有形リース資産	74
その他	57
計	490

なお、資産グループごとの回収可能価額は正味売却価額と使用価値のうち、いずれか高い方の金額で測定しております。重要性の高い資産グループの不動産についての正味売却価額は、不動産鑑定評価基準に基づく不動産鑑定士による評価額を基準とし、使用価値は将来キャッシュ・フローを3.9%で割り引いて算出しております。

4 受取保険金

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当連結会計年度に発生いたしました台風被害に伴う受取保険金について計上しております。

5 災害による損失

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当連結会計年度に発生いたしました台風被害に伴う災害損失額について計上しております。

6 関係会社株式評価損

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当連結会計年度において、当社の関連会社であるCentral & Matsumotokiyoshi Ltd.（セントラル&マツモトキヨシ リミテッド）の株式を減損処理し、特別損失として計上したものであります。

（連結包括利益計算書関係）

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	415百万円	1,431百万円
組替調整額	52	5
税効果調整前	468	1,426
税効果額	142	433
その他有価証券評価差額金	325	993
その他の包括利益合計	325	993

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	109,272	-	-	109,272
合計	109,272	-	-	109,272
自己株式				
普通株式(注)1.2.3	3,446	3,223	21	6,648
合計	3,446	3,223	21	6,648

(注)1. 当連結会計年度末の自己株式の株式数には、役員報酬BIP信託口及び株式付与ESOP信託口が保有する当社株式140千株が含まれております。

2. 自己株式の株式数の増加3,223千株は、2018年11月8日開催の取締役会決議による自己株式の取得による増加3,223千株、単元未満株式の買取による増加0千株であります。

3. 自己株式の株式数の減少21千株は、役員報酬BIP信託口及び株式付与ESOP信託口が保有する当社株式の交付及び給付による減少7千株、ストック・オプションの行使による減少14千株、単元未満株式の売渡による減少0千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	43
	合計	-	-	-	-	-	43

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	3,179	30	2018年3月31日	2018年6月29日
2018年11月8日 取締役会	普通株式	3,179	30	2018年9月30日	2018年12月4日

(注) 1. 2018年6月28日定時株主総会決議による「配当金の総額」には、役員報酬B I P信託口及び株式付与E S O P信託口が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

2. 2018年11月8日取締役会決議による「配当金の総額」には、役員報酬B I P信託口及び株式付与E S O P信託口が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	3,596	利益剰余金	35	2019年3月31日	2019年6月28日

(注) 「配当金の総額」には、役員報酬B I P信託口及び株式付与E S O P信託口が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(千株)	当連結会計年度増 加株式数(千株)	当連結会計年度減 少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	109,272	-	-	109,272
合計	109,272	-	-	109,272
自己株式				
普通株式(注)1.2.3	6,648	0	21	6,627
合計	6,648	0	21	6,627

(注) 1. 当連結会計年度末の自己株式の株式数には、役員報酬B I P信託口及び株式付与E S O P信託口が保有する当社株式127千株が含まれております。

2. 自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取による増加0千株であります。

3. 自己株式の株式数の減少21千株は、役員報酬B I P信託口及び株式付与E S O P信託口が保有する当社株式の交付及び給付による減少12千株、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少8千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	43
合計		-	-	-	-	-	43

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	3,596	35	2019年3月31日	2019年6月28日
2019年11月13日 取締役会	普通株式	3,597	35	2019年9月30日	2019年12月3日

(注) 1. 2019年6月27日定時株主総会決議による「配当金の総額」には、役員報酬B I P信託口及び株式付与E S O P信託口が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

2. 2019年11月13日取締役会決議による「配当金の総額」には、役員報酬B I P信託口及び株式付与E S O P信託口が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	3,597	利益剰余金	35	2020年3月31日	2020年6月29日

(注) 「配当金の総額」には、役員報酬B I P信託口及び株式付与E S O P信託口が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金及び預金勘定	43,353百万円	28,368百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	4	4
現金及び現金同等物	43,349	28,363

重要な非資金取引の内容

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当連結会計年度に新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額は、それぞれ3,202百万円であります。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当連結会計年度に新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額は、それぞれ2,026百万円であります。

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主に店舗用陳列ケース、店舗用POSシステム・事務用機器であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度(2019年3月31日)			
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
建物及び構築物	1,553	1,178	-	374
合計	1,553	1,178	-	374

(単位：百万円)

	当連結会計年度(2020年3月31日)			
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
建物及び構築物	1,553	1,268	-	284
合計	1,553	1,268	-	284

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
未経過リース料期末残高相当額		
1年内	90	90
1年超	284	194
合計	374	284

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
支払リース料	90	90
減価償却費相当額	90	90

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
1年内	1,928	2,568
1年超	4,268	5,116
合計	6,196	7,684

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入及び社債発行による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としています。

投資有価証券である株式等は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が担当取締役に報告されております。

不動産賃借等に係る敷金及び保証金は、差入先・預託先の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、所定の管理マニュアルに従い、定期的に差入先・預託先の財政状態を把握する体制としています。

営業債務である買掛金は、すべて1年以内の支払期日です。

長期借入金には株式会社ココカラファインとの経営統合を目的とした資金調達です。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注)2.参照)。

前連結会計年度(2019年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	43,353	43,353	-
(2) 受取手形及び売掛金	23,472	23,472	-
(3) 未収入金	17,249		
貸倒引当金(*1)	7		
	17,242	17,242	-
(4) 投資有価証券	21,296	21,296	-
(5) 敷金及び保証金	37,337		
貸倒引当金(*1)	3		
	37,333	37,708	374
資産計	142,699	143,073	374
(1) 買掛金	64,119	64,119	-
負債計	64,119	64,119	-

(*1) 未収入金、敷金及び保証金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度(2020年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	28,368	28,368	-
(2) 受取手形及び売掛金	23,479	23,479	-
(3) 未収入金	19,553		
貸倒引当金(*1)	29		
	19,523	19,523	-
(4) 投資有価証券			
関係会社株式	39,242	33,698	5,543
その他有価証券	23,651	23,651	-
	62,894	57,350	5,543
(5) 敷金及び保証金	37,858		
貸倒引当金(*1)	3		
	37,854	38,166	312
資産計	172,121	166,889	5,231
(1) 買掛金	57,466	57,466	-
(2) 長期借入金	18,400	18,399	0
負債計	75,866	75,865	0

(*1) 未収入金、敷金及び保証金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

(5) 敷金及び保証金

これらの時価は、合理的に見積った将来キャッシュ・フローを、国債の利回りで割り引いた現在価値から、貸倒引当金を控除して算定しております。

負 債

(1) 買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
非上場株式等	395百万円	450百万円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	43,353	-	-	-
受取手形及び売掛金	23,472	-	-	-
未収入金	17,249	-	-	-
敷金及び保証金				
償還予定期日が明確なもの	1,084	3,303	2,262	1,583
合計	85,161	3,303	2,262	1,583

当連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	28,368	-	-	-
受取手形及び売掛金	23,479	-	-	-
未収入金	19,553	-	-	-
敷金及び保証金				
償還予定期日が明確なもの	996	3,105	2,151	1,583
合計	72,397	3,105	2,151	1,583

4. 借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2019年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2020年3月31日)

	4年超 5年以内 (百万円)
長期借入金	18,400
合計	18,400

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2019年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	20,652	10,074	10,578
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	97	39	57
	小計	20,749	10,113	10,635
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	546	645	99
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	546	645	99
合計		21,296	10,759	10,536

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額395百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	21,890	8,938	12,951
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	84	39	45
	(3) その他	-	-	-
	小計	21,975	8,978	12,996
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	1,676	2,150	474
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	1,676	2,150	474
合計		23,651	11,129	12,522

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額450百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	161	48	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	161	48	-

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	41	7	1
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	41	7	1

3. 保有目的を変更した有価証券

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

従来、「その他有価証券」として保有していた株式会社ココカラファイン株式は、当連結会計年度中に追加取得したことにより株式会社ココカラファインが当社の持分法適用関連会社になったため、保有目的区分を「関係会社株式」(連結貸借対照表計上額39,242百万円)に変更しております。

4. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

有価証券について3百万円(その他有価証券の株式3百万円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得価格に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行っております。30~50%程度下落した場合には、実質下落日から2期連続で下落している場合について減損処理を行っております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

有価証券について163百万円(関係会社株式163百万円)の減損処理を行っております。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券については、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性等を考慮して減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

当社グループは、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度を設けております。連結子会社は、確定拠出年金制度及び退職一時金制度を設けております。

また、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

当連結会計年度末において連結子会社が有する退職一時金制度はすべて簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高(百万円)	221
退職給付費用(百万円)	30
退職給付の支払額(百万円)	17
確定拠出年金制度への移行に伴う減少(百万円)	-
退職給付に係る負債の期末残高(百万円)	234

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

非積立型制度の退職給付債務(百万円)	234
連結貸借対照表に計上された負債(百万円)	234
退職給付に係る負債(百万円)	234
連結貸借対照表に計上された負債(百万円)	234

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、981百万円であります。なお、当連結会計年度末時点の未移換額34百万円は、流動負債の「その他」、固定負債の「その他」に計上しております。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度を設けております。連結子会社は、確定拠出年金制度及び退職一時金制度を設けております。

また、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

当連結会計年度末において連結子会社が有する退職一時金制度はすべて簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2．確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高（百万円）	234
退職給付費用（百万円）	34
退職給付の支払額（百万円）	13
確定拠出年金制度への移行に伴う減少（百万円）	-
<u>退職給付に係る負債の期末残高（百万円）</u>	<u>255</u>

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

非積立型制度の退職給付債務（百万円）	255
<u>連結貸借対照表に計上された負債（百万円）</u>	<u>255</u>
退職給付に係る負債（百万円）	255
<u>連結貸借対照表に計上された負債（百万円）</u>	<u>255</u>

3．確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、1,030百万円であります。なお、当連結会計年度末時点の未移換額0百万円は、流動負債の「その他」に計上しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
一般管理費の株式報酬費用	-	-

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第2回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第3回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第4回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名	当社取締役 5名	当社取締役 5名	当社取締役 6名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1. 2	普通株式 13,400株	普通株式 12,000株	普通株式 11,800株	普通株式 9,600株
付与日	2010年8月25日	2011年8月2日	2012年8月1日	2013年8月7日
権利確定条件	新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から1年間に限り新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から1年間に限り新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から1年間に限り新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から1年間に限り新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	特に定めはありません。	特に定めはありません。	特に定めはありません。	特に定めはありません。
権利行使期間	自 2010年8月26日 至 2050年8月25日	自 2011年8月3日 至 2051年8月2日	自 2012年8月2日 至 2052年8月1日	自 2013年8月8日 至 2053年8月7日

	第5回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第6回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名	当社取締役 5名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1. 2	普通株式 9,200株	普通株式 5,400株
付与日	2014年8月7日	2015年8月7日
権利確定条件	新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から1年間に限り新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から1年間に限り新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	特に定めはありません。	特に定めはありません。
権利行使期間	自 2014年8月8日 至 2054年8月7日	自 2015年8月8日 至 2055年8月7日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 当社は、2017年11月9日開催の取締役会決議により、2018年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。「株式の種類別のストック・オプションの数」については、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2020年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第2回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第3回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第4回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	7,200	8,000	8,200	6,800
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	7,200	8,000	8,200	6,800
権利確定後 (株)				-
前連結会計年度末	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	-	-	-	-

	第5回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第6回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	6,400	4,000
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	6,400	4,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

(注) 当社は、2017年11月9日開催の取締役会決議により、2018年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。ストック・オプションの数については、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第1回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第2回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第3回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第4回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
権利行使価格 (円)	0.5	0.5	0.5	0.5
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	645	670	710	1,263

	第5回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第6回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
権利行使価格 (円)	0.5	0.5
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	1,332.5	2,576.5

(注) 当社は、2017年11月9日開催の取締役会決議により、2018年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。権利行使価格、行使時平均株価及び付与日における公正な評価単価については、当該株式分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
固定資産(含む減損損失)	3,844百万円	3,736百万円
資産除去債務	2,274	2,376
賞与引当金	1,166	1,213
ポイント引当金	847	770
未払事業税	599	591
関係会社株式	347	399
長期未払金	414	395
未払費用	308	328
固定資産に係る未実現利益	226	228
敷金及び保証金(建設協力金)	184	155
繰越欠損金(注1)	219	106
退職給付に係る負債	80	87
貸倒引当金	25	31
投資有価証券	23	13
その他	804	754
繰延税金資産小計	11,366	11,189
評価性引当額(繰越欠損金)(注1)	121	36
評価性引当額(その他)	3,652	3,666
評価性引当額小計	3,773	3,703
繰延税金資産合計	7,593	7,486
繰延税金負債		
投資有価証券	3,665	4,098
資産除去債務に対応する除去費用	593	610
長期前払費用	327	284
評価差額	172	172
未収入金	132	145
その他	20	17
繰延税金負債合計	4,912	5,328
繰延税金資産(負債)の純額	2,680	2,157

(注) 1. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越 欠損金(a)	-	-	-	-	112	107	219
評価性引当額	-	-	-	-	34	86	121
繰延税金資産	-	-	-	-	77	21	(b) 98

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は、当社の子会社である株式会社マツモトキヨシファーマシーズ・株式会社示野薬局により生じたものであり、将来の収益力に基づく課税所得見込みを考慮した結果、一部回収可能と判断いたしました。

当連結会計年度

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越 欠損金 (a)	-	-	-	19	86	-	106
評価性引当額	-	-	-	-	36	-	36
繰延税金資産	-	-	-	19	49	-	(b) 69

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は、当社の子会社である株式会社示野薬局により生じたものであり、将来の収益力に基づく課税所得見込みを考慮した結果、一部回収可能と判断いたしました。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.5%	30.5%
(調整)		
住民税均等割等	1.1	1.0
のれん償却	0.8	0.7
評価性引当額の増減	0.7	0.3
その他	1.4	1.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.0	33.0

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

主として、店舗施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

過去において類似の資産について発生した除去費用の実績から割引前将来キャッシュ・フローと使用見込期間を見積り、使用見込期間に対応した割引率を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
期首残高	6,952百万円	7,206百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	318	420
時の経過による調整額	33	30
資産除去債務の履行による減少額	98	124
期末残高	7,206	7,532

(賃貸等不動産関係)

一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用の商業施設(土地を含む。)等を有しておりますが、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、時価等の開示の注記を省略いたします。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、ドラッグストア・保険調剤薬局等のチェーン店経営を行う「小売事業」を核に、関係会社・フランチャイジー等への商品供給をしている「卸売事業」、グループ企業の管理・間接業務の受託、店舗の建設・営繕、生命保険・損害保険の販売代理業等をしている「管理サポート事業」といった活動をしており、グループ各社が「小売事業」「卸売事業」の各事業を戦略立案・実行展開し、当社を中心に事業・経営サポートを行っております。

したがって、これら事業活動のうち、小売事業の中核となる「マツモトキヨシ小売事業」を別掲し、その他を「その他小売事業」とし、同様に卸売事業の「マツモトキヨシホールディングス卸売事業」と「その他卸売事業」を区分し、「管理サポート事業」を加えた5つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益又は損失は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

	小売事業		卸売事業		管理サポート 事業	合計	調整額 (注)1	連結財務諸表 計上額 (注)2
	マツモトキヨシ 小売事業	その他 小売事業	マツモトキヨシ ホールディングス 卸売事業	その他 卸売事業				
売上高								
外部顧客への売上高	365,672	188,883	163	18,122	3,149	575,991	-	575,991
セグメント間の 内部売上高又は振替高	15	33	383,828	-	14,125	398,003	398,003	-
計	365,688	188,917	383,992	18,122	17,274	973,995	398,003	575,991
セグメント利益又は セグメント損失()	26,031	9,699	1,809	319	1,214	36,645	617	36,028
セグメント資産	137,701	84,084	87,041	2,150	224,854	535,832	217,507	318,324
その他の項目								
減価償却費	3,568	2,173	15	39	1,665	7,461	160	7,301
のれんの償却額	7	48	-	-	-	55	876	932
有形固定資産の増加額	5,145	3,563	-	90	230	9,030	182	8,847
無形固定資産の増加額	14	14	-	-	1,175	1,204	-	1,204

(注)1. 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益又はセグメント損失()の調整額 617百万円には、のれんの償却額 876百万円及びセグメント間取引消去259百万円が含まれております。
- (2) セグメント資産の調整額 217,507百万円には、のれんの未償却残高5,515百万円及びセグメント間取引消去 223,022百万円が含まれております。
- (3) 減価償却費の調整額 160百万円はセグメント間取引消去額であります。
- (4) 有形固定資産の増加額の調整額 182百万円はセグメント間取引消去額であります。

2. セグメント利益又はセグメント損失()は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

	小売事業		卸売事業		管理サポート 事業	合計	調整額 (注)1	連結財務諸表 計上額 (注)2
	マツモトキヨシ 小売事業	その他 小売事業	マツモトキヨシ ホールディングス 卸売事業	その他 卸売事業				
売上高								
外部顧客への売上高	369,956	197,864	158	19,327	3,286	590,593	-	590,593
セグメント間の 内部売上高又は振替高	10	38	388,769	-	14,990	403,808	403,808	-
計	369,966	197,902	388,928	19,327	18,276	994,401	403,808	590,593
セグメント利益又は セグメント損失()	25,148	11,972	1,688	375	984	38,200	637	37,563
セグメント資産	142,401	129,546	90,436	2,296	211,382	576,063	224,254	351,809
その他の項目								
減価償却費	3,758	2,311	12	44	1,534	7,661	161	7,499
のれんの償却額	7	52	-	-	-	59	844	904
持分法適用会社への 投資額	-	39,242	-	-	-	39,242	-	39,242
有形固定資産の増加額	4,561	2,776	-	46	134	7,518	142	7,376
無形固定資産の増加額	17	6	-	0	1,542	1,568	-	1,568

(注)1.調整額は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益又はセグメント損失()の調整額 637百万円には、のれんの償却額 844百万円及びセグメント間取引消去207百万円が含まれております。
 - (2) セグメント資産の調整額 224,254百万円には、のれんの未償却残高4,670百万円及びセグメント間取引消去 228,924百万円が含まれております。
 - (3) 減価償却費の調整額 161百万円はセグメント間取引消去額であります。
 - (4) 有形固定資産の増加額の調整額 142百万円はセグメント間取引消去額であります。
- 2.セグメント利益又はセグメント損失()は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	小売事業	卸売事業	管理サポート事業	合計
外部顧客への売上高	554,556	18,286	3,149	575,991

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	小売事業	卸売事業	管理サポート事業	合計
外部顧客への売上高	567,820	19,486	3,286	590,593

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	小売事業		卸売事業		管理サポート 事業	全社・消去	合計
	マツモトキヨシ 小売事業	その他 小売事業	マツモトキヨシ ホールディングス 卸売事業	その他 卸売事業			
減損損失	763	319	-	-	97	10	1,169

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	小売事業		卸売事業		管理サポート 事業	全社・消去	合計
	マツモトキヨシ 小売事業	その他 小売事業	マツモトキヨシ ホールディングス 卸売事業	その他 卸売事業			
減損損失	314	155	-	-	24	4	490

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	小売事業		卸売事業		管理サポート 事業	全社・消去	合計
	マツモトキヨシ 小売事業	その他 小売事業	マツモトキヨシ ホールディングス 卸売事業	その他 卸売事業			
当期償却額	7	48	-	-	-	876	932
当期末残高	63	177	-	-	-	5,515	5,756

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	小売事業		卸売事業		管理サポート 事業	全社・消去	合計
	マツモトキヨシ 小売事業	その他 小売事業	マツモトキヨシ ホールディングス 卸売事業	その他 卸売事業			
当期償却額	7	52	-	-	-	844	904
当期末残高	56	143	-	-	-	4,670	4,870

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員・主要株主（個人）が議決権の過半数を所有している会社等	㈱南海公産	千葉県松戸市	30	不動産の管理	（被所有）直接 3.5%	事務所等の賃借 役員の兼任	建物の賃借 (注) 1	48	敷金及び保証金	2
役員が議決権の過半数を所有している会社等	㈱バロン商事	千葉県松戸市	50	不動産の管理	（被所有）直接 0.0%	事務所等の賃借	建物の賃借 (注) 1	13	敷金及び保証金	19
役員の子親	松本鉄男	-	-	当社代表取締役会長の実弟	（被所有）直接 3.2%	事務所等の賃借	建物の賃借 (注) 1	54	敷金及び保証金	20

(注) 1. 賃借料は不動産鑑定評価・近隣の地代等を参考にし、同等の価格によって決定しております。

2. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員が議決権の過半数を所有している会社等	㈱バロン商事	千葉県松戸市	50	不動産の管理	（被所有）直接 0.0%	事務所等の賃借	建物の賃借 (注) 1	54	敷金及び保証金	14
役員の子親	松本鉄男	-	-	当社代表取締役会長の実弟	（被所有）直接 0.5%	事務所等の賃借	建物の賃借 (注) 1	54	敷金及び保証金	15

(注) 1. 賃借料は不動産鑑定評価・近隣の地代等を参考にし、同等の価格によって決定しております。

2. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員・主要株主(個人)が議決権の過半数を所有している会社等	㈱ユア・スポーツ	千葉県 松戸市	30	スポーツクラブ等の経営	(被所有) 直接 0.7%	店舗の賃借 役員の兼任	建物の賃借 (注) 2	37	敷金及び保証金	23
役員・主要株主(個人)が議決権の過半数を所有している会社等	松本鉄男	-	-	当社代表取締役会長の実弟	(被所有) 直接 3.2%	店舗の賃借	土地・建物の賃借 (注) 1	11	敷金及び保証金	5

(注) 1. 賃借料は不動産鑑定評価・近隣の地代等を参考にし、同等の価格によって決定しております。

2. 賃借料及び賃貸料は近隣の地代等を参考にし、同等の価格によって決定しております。

3. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員・主要株主(個人)が議決権の過半数を所有している会社等	㈱南海公産	千葉県 松戸市	40	不動産の管理 スポーツクラブ等の経営	(被所有) 直接 4.2%	店舗の賃借 役員の兼任	建物の賃借 (注) 2	27	敷金及び保証金	23
役員・主要株主(個人)が議決権の過半数を所有している会社等	松本鉄男	-	-	当社代表取締役会長の実弟	(被所有) 直接 0.5%	店舗の賃借	土地・建物の賃借 (注) 1	11	敷金及び保証金	5

(注) 1. 賃借料は不動産鑑定評価・近隣の地代等を参考にし、同等の価格によって決定しております。

2. 賃借料及び賃貸料は近隣の地代等を参考にし、同等の価格によって決定しております。

3. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	2,038円76銭	2,233円54銭
1株当たり当期純利益	239円42銭	255円04銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	239円33銭	254円94銭

(注) 1. 当社は「役員向け株式報酬制度」及び「株式付与E S O P信託」を導入しております。1株当たり純資産額の算定上、当該信託口が保有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式(前連結会計年度140千株、当連結会計年度127千株)に含めております。

また、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式(前連結会計年度145千株、当連結会計年度132千株)に含めております。

2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	25,035	26,176
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	25,035	26,176
普通株式の期中平均株式数(千株)	104,567	102,637
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	40	40
(うち新株予約権(千株))	(40)	(40)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定のリース債務	1,888	2,004	0.26	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	18,400	0.18	2025年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	3,905	3,776	0.25	2021年～ 2025年
合計	5,794	24,180	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	-	-	-	18,400
リース債務	1,637	1,305	659	174

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	145,856	300,415	446,155	590,593
税金等調整前四半期(当期)純利益(百万円)	9,714	19,305	28,202	39,078
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益(百万円)	6,519	12,952	18,904	26,176
1株当たり四半期(当期)純利益(円)	63.53	126.21	184.19	255.04

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益(円)	63.53	62.68	57.98	70.85

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	38,005	23,474
売掛金	1 82,634	1 85,026
商品	1,173	1,163
貯蔵品	392	360
前払費用	110	198
短期貸付金	1 4,858	1 2,412
未収入金	1 19,964	1 23,086
預け金	821	799
その他	0	12
貸倒引当金	-	28
流動資産合計	147,961	136,506
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,256	1,251
構築物	27	28
船舶	36	30
工具、器具及び備品	128	127
土地	4,109	4,109
リース資産	27	92
建設仮勘定	13	6
有形固定資産合計	5,599	5,646
無形固定資産		
商標権	6	4
ソフトウェア	2,860	3,360
その他	317	215
無形固定資産合計	3,184	3,580
投資その他の資産		
投資有価証券	21,236	23,641
関係会社株式	97,429	136,731
長期前払費用	283	299
その他	98	81
貸倒引当金	-	0
投資その他の資産合計	119,047	160,753
固定資産合計	127,830	169,980
資産合計	275,791	306,487

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	60,739	55,015
短期借入金	1 16,210	1 18,957
リース債務	10	36
未払金	1 15,770	1 18,348
未払法人税等	428	293
未払費用	1 483	1 540
預り金	1 17,269	1 18,049
前受収益	19	19
ポイント引当金	2,783	2,531
その他	178	61
流動負債合計	113,892	113,852
固定負債		
長期借入金	-	18,400
リース債務	16	56
繰延税金負債	2,509	3,042
株式給付引当金	134	134
役員株式給付引当金	39	39
資産除去債務	14	15
その他	1 11	1 14
固定負債合計	2,727	21,703
負債合計	116,620	135,555
純資産の部		
株主資本		
資本金	22,051	22,051
資本剰余金		
資本準備金	22,832	22,832
その他資本剰余金	52,941	52,943
資本剰余金合計	75,773	75,776
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	73,711	84,407
利益剰余金合計	73,711	84,407
自己株式	20,765	20,707
株主資本合計	150,772	161,527
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	8,356	9,360
評価・換算差額等合計	8,356	9,360
新株予約権	43	43
純資産合計	159,171	170,931
負債純資産合計	275,791	306,487

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 至	2018年4月1日 2019年3月31日)	(自 至	2019年4月1日 2020年3月31日)
営業収益	1	393,182	1	399,109
売上原価		382,419		387,425
売上総利益		10,763		11,684
販売費及び一般管理費	1, 2	11,097	1, 2	11,911
営業損失()		333		226
営業外収益				
受取利息	1	12	1	7
受取配当金	1	14,410	1	17,703
発注処理手数料		1,005		1,058
その他		160		49
営業外収益合計		15,589		18,819
営業外費用				
支払利息	1	68	1	69
貸倒引当金繰入額		-		15
支払手数料		9		34
その他		0		0
営業外費用合計		77		119
経常利益		15,178		18,472
特別利益				
投資有価証券売却益		48		3
特別利益合計		48		3
特別損失				
固定資産除却損	3	9	3	4
投資有価証券評価損		3		-
関係会社株式評価損		-	4	163
特別損失合計		13		167
税引前当期純利益		15,213		18,309
法人税、住民税及び事業税		493		326
法人税等調整額		97		92
法人税等合計		395		419
当期純利益		14,817		17,889

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	22,051	22,832	52,971	75,803	65,252	65,252	6,856	156,251
当期変動額								
剰余金の配当					6,358	6,358		6,358
当期純利益					14,817	14,817		14,817
自己株式の取得							13,972	13,972
自己株式の処分			29	29			63	33
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	29	29	8,459	8,459	13,909	5,479
当期末残高	22,051	22,832	52,941	75,773	73,711	73,711	20,765	150,772

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	8,677	8,677	57	164,987
当期変動額				
剰余金の配当				6,358
当期純利益				14,817
自己株式の取得				13,972
自己株式の処分				33
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	321	321	14	336
当期変動額合計	321	321	14	5,815
当期末残高	8,356	8,356	43	159,171

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	22,051	22,832	52,941	75,773	73,711	73,711	20,765	150,772	
当期変動額									
剰余金の配当					7,193	7,193		7,193	
当期純利益					17,889	17,889		17,889	
自己株式の取得			2	2			0	2	
自己株式の処分							57	57	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	2	2	10,695	10,695	57	10,755	
当期末残高	22,051	22,832	52,943	75,776	84,407	84,407	20,707	161,527	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	8,356	8,356	43	159,171
当期変動額				
剰余金の配当				7,193
当期純利益				17,889
自己株式の取得				2
自己株式の処分				57
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,004	1,004	-	1,004
当期変動額合計	1,004	1,004	-	11,760
当期末残高	9,360	9,360	43	170,931

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

(2) 無形固定資産及び長期前払費用

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

なお、当事業年度末においては、該当がないため計上しておりません。

(3) ポイント引当金

販売促進を目的とするポイントカード制度により付与されたポイントの使用に備えるため、過去の使用実績率に基づき将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 株式給付引当金

当社及び当社のグループ会社の従業員に対する当社株式の交付及び給付に備えるため、株式交付規程に基づき、従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の交付及び給付見込額を計上しております。

(5) 役員株式給付引当金

当社の取締役に対する当社株式の交付及び給付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の交付及び給付見込額を計上しております。

4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

（会計方針の変更）

該当事項はありません。

（追加情報）

（株式付与E S O P信託）

「株式付与E S O P信託」について連結財務諸表「注記事項（追加情報）」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
短期金銭債権	80,983百万円	81,368百万円
短期金銭債務	44,889	50,365
長期金銭債務	10	10

2 偶発債務

前事業年度(2019年3月31日)

(株)マツモトキヨシ東日本販売の一部の建物賃貸借契約及び出店契約等について、連帯保証を行っております。なお、連帯保証の対象となる契約の契約満了までの賃料総額は361百万円であります。

以下の会社のリース契約について、連帯保証を行っております。なお、保証債務限度額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

会社名	保証債務限度額
(株)マツモトキヨシ	2,780
(株)マツモトキヨシ東日本販売	950
(株)ぱぱす	190
(株)マツモトキヨシ甲信越販売	491
(株)示野薬局	5
(株)マツモトキヨシ中四国販売	760
(株)マツモトキヨシ九州販売	770
(株)マツモトキヨシファーマシーズ	362
合計	6,308

当事業年度(2020年3月31日)

(株)マツモトキヨシ東日本販売の一部の建物賃貸借契約及び出店契約等について、連帯保証を行っております。なお、連帯保証の対象となる契約の契約満了までの賃料総額は284百万円であります。

以下の会社のリース契約について、連帯保証を行っております。なお、保証債務限度額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

会社名	保証債務限度額
(株)マツモトキヨシ	3,050
(株)マツモトキヨシ東日本販売	880
(株)ぱぱす	240
(株)マツモトキヨシ甲信越販売	721
(株)示野薬局	30
(株)マツモトキヨシ中四国販売	650
(株)マツモトキヨシ九州販売	820
(株)マツモトキヨシファーマシーズ	362
合計	6,753

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業取引による取引高		
営業収益	392,838百万円	398,512百万円
販売費及び一般管理費	181	117
営業取引以外の取引高	14,153	17,420

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度4.8%、当事業年度6.4%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度95.2%、当事業年度93.6%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
給与及び手当	4,049百万円	4,458百万円
業務委託費	2,799	2,896
減価償却費	1,520	1,394

3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
工具、器具及び備品	0百万円	0百万円
有形リース資産	0	-
ソフトウェア	5	-
解体撤去費用	4	4
計	9	4

4 関係会社株式評価損

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当事業年度において、当社の関連会社であるCentral & Matsumotokiyoshi Ltd.(セントラル&マツモトキヨシ リミテッド)の株式を減損処理し、特別損失として計上したものであります。

(有価証券関係)

前事業年度(2019年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 97,429百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2020年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)子会社株式	-	-	-
(2)関連会社株式	39,242	33,698	5,543
計	39,242	33,698	5,543

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額 (百万円)
(1)子会社株式	97,488
(2)関連会社株式	0
計	97,488

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
ポイント引当金	847百万円	770百万円
固定資産(含む減損損失)	583	580
関係会社株式	377	430
未払費用	128	144
未払事業税	104	70
投資有価証券	14	12
株式給付引当金	40	40
その他	41	49
繰延税金資産小計	2,138	2,099
評価性引当額	968	1,025
繰延税金資産合計	1,170	1,074
繰延税金負債		
投資有価証券	3,658	4,098
その他	21	18
繰延税金負債合計	3,680	4,116
繰延税金資産(負債)の純額	2,509	3,042

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.5%	30.5%
(調整)		
受取配当金等の益金不算入額	28.3	29.0
交際費等の損金不算入額	0.3	0.4
評価性引当額の増減	0.0	0.3
その他	0.1	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	2.6	2.3

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	減価償却 累計額	当期償却額	差引 当期末残高
有形固定資産	建物	3,730	52	-	3,782	2,531	57	1,251
	構築物	145	2	-	148	119	1	28
	船舶	196	14	-	211	180	20	30
	工具、器具及び 備品	650	50	4	696	568	51	127
	土地	4,109	-	-	4,109	-	-	4,109
	リース資産	70	118	14	174	82	35	92
	建設仮勘定	13	6	13	6	-	-	6
	計	8,916	244	31	9,129	3,483	167	5,646
無形固定資産	商標権	20	-	-	20	16	1	4
	ソフトウェア	9,989	1,645	36	11,598	8,237	1,144	3,360
	その他	320	178	280	218	2	-	215
	計	10,330	1,823	316	11,836	8,255	1,146	3,580
投資その他の 資産	長期前払費用	448	131	34	545	245	80	299

(注) 当期首残高及び当期末残高は、取得価額により記載しております。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	-	28	-	28
ポイント引当金	2,783	2,531	2,783	2,531
株式給付引当金	134	31	32	134
役員株式給付引当金	39	-	-	39

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで						
定時株主総会	6月中						
基準日	3月31日						
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日						
1単元の株式数	100株						
単元未満株式の買取りまたは買増し							
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部						
株主名簿管理人	(特別口座) 三菱UFJ信託銀行株式会社						
買取手数料	無料						
公告掲載方法	電子公告とする。(http://www.pronexus.co.jp/koukoku/3088/3088.html) ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。						
株主に対する特典	<p>1. 株主優待制度の内容 年2回、当社グループ店舗で利用可能な商品券を以下の基準により贈呈いたします。</p> <p>2. 対象株主 毎年3月末及び9月末現在の株主名簿に記載または記録された1単元(100株)以上所有の株主</p> <p>3. 贈呈基準</p> <table border="0"> <tr> <td>100株以上500株未満</td> <td>2,000円分</td> </tr> <tr> <td>500株以上1,000株未満</td> <td>3,000円分</td> </tr> <tr> <td>1,000株以上</td> <td>5,000円分</td> </tr> </table> <p>4. 贈呈時期 毎年以下の時期の発送を予定しております。 ・基準日が9月30日の場合は12月上旬 ・基準日が3月31日の場合は6月下旬</p>	100株以上500株未満	2,000円分	500株以上1,000株未満	3,000円分	1,000株以上	5,000円分
100株以上500株未満	2,000円分						
500株以上1,000株未満	3,000円分						
1,000株以上	5,000円分						

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第12期）（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）2019年6月28日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2019年6月28日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

事業年度（第13期第1四半期）（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）2019年8月9日関東財務局長に提出

事業年度（第13期第2四半期）（自 2019年7月1日 至 2019年9月30日）2019年11月13日関東財務局長に提出

事業年度（第13期第3四半期）（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）2020年2月13日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2019年6月28日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月24日

株式会社 マツモトキヨシホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小堀 一英	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	瀧野 恭司	印
--------------------	-------	-------	---

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社マツモトキヨシホールディングスの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち連結貸借対照表、連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マツモトキヨシホールディングス及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社マツモトキヨシホールディングスの2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社マツモトキヨシホールディングスが2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月24日

株式会社 マツモトキヨシホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 小堀 一英 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 瀧野 恭司 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社マツモトキヨシホールディングスの2019年4月1日から2020年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マツモトキヨシホールディングスの2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

X B R L データは監査の対象には含まれていません。